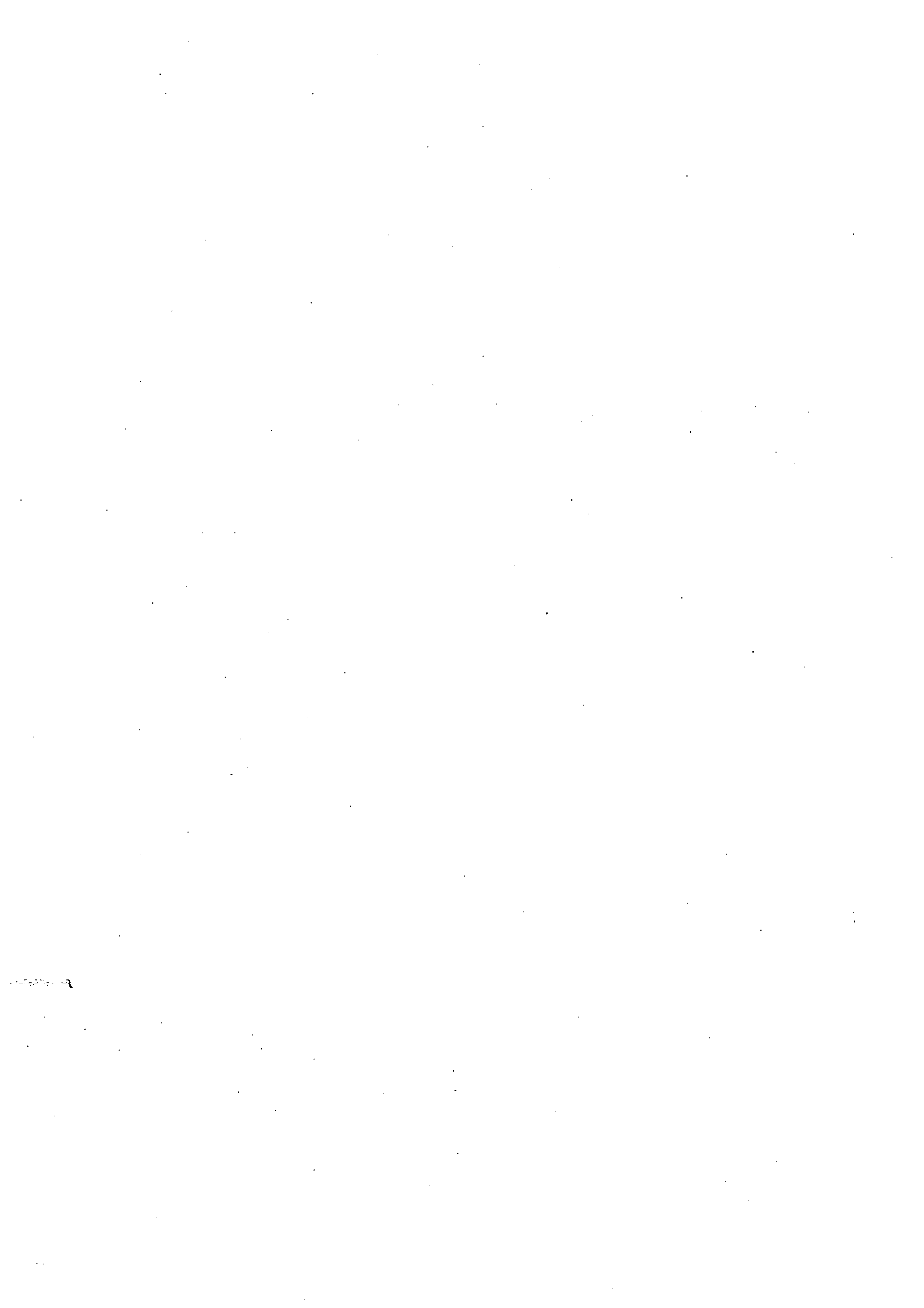


令和3年6月1日提出

一宮市議会定例会議案

単 行



目 次

令和3年6月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第43号	一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例及び一宮市国民健康保険条例の一部改正について	1頁
議案第44号	一宮市市税条例等の一部改正について	4頁
議案第45号	一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について	30頁
議案第46号	環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について	32頁
議案第47号	水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結について	33頁
議案第48号	小中学校学習者用パソコン等システムの売買契約の締結について	34頁
議案第49号	自動ロースターの売買契約の締結について	35頁
議案第50号	市道路線の廃止及び認定について	36頁
議案第51号	損害賠償の額の決定について	46頁
承認第2号	専決処分の承認について	47頁
承認第3号	専決処分の承認について	50頁
承認第4号	専決処分の承認について	66頁
報告第5号	専決処分の報告について	82頁
報告第6号	専決処分の報告について	84頁
報告第7号	令和2年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について	85頁
報告第8号	令和2年度愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越額の報告について	93頁
報告第9号	令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費逓次繰越額の報告について	95頁
報告第10号	令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について	97頁
報告第11号	令和2年度愛知県一宮市病院事業会計継続費逓次繰越額の報告について	102頁
報告第12号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	104頁
報告第13号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	120頁
報告第14号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	141頁

議案第43号

一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例及び一宮市国民健康保険条例の一部改正について

一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例及び一宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の一部改正等により、新型コロナウイルス感染症の同法における位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことに伴い、例規の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例及び一宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年一宮市条例第20号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>3 当分の間、防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、第3条第6号の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの</p> <hr/> <p>__をいう。以下同じ。)の病原体を有する者若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体を有する疑いのある者として市長が認める者を救護する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体等に汚染されている施設等の内部の防疫作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事したときは、日額3,000円(新型コロナウイルス感染症の病原体を有する者若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体を有する疑いのある者として市長が認める者の身体に接触して、又はその者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</p>	<p>付 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>3 当分の間、防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、第3条第6号の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の病原体を有する者若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体を有する疑いのある者として市長が認める者を救護する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体等に汚染されている施設等の内部の防疫作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事したときは、日額3,000円(新型コロナウイルス感染症の病原体を有する者若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体を有する疑いのある者として市長が認める者の身体に接触して、又はその者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 一宮市国民健康保険条例(昭和35年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p>	<p>付 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p>

5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という

_____。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

6～9 略

5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

6～9 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市市税条例等の一部改正について

一宮市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置の延長及び令和3年度に限り税額が増額する土地について前年度の税額を据え置く特別な措置、軽自動車税に係る環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長並びに例規の整備を行い、並びに新築住宅等に対する都市計画税の減額規定を廃止するため、本案を提出する。

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族</p> <hr/> <p>の</p> <p>数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9千円を加算した金額)以下であるものに対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、愛知県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に掲げる独立行政法人に対する寄附金(</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9千円を加算した金額)以下であるものに対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に掲げる独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられ</p>

当該法人の
主たる目的である業務に関連するものに
限る。)

- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に掲
げる地方独立行政法人に対する寄附金(

当該法人の主たる目的で
ある業務に関連するものに限る。)

- (4) 所得税法施行令第217条第2号に掲げる
法人に対する寄附金(法第314条の7第1項
第2号に掲げるもの

を除き、
かつ、当該法人の主たる目的である業務に
関連するものに限る。)

- (5) 所得税法施行令第217条第3号に掲げる
公益社団法人及び公益財団法人(所得税法
施行令の一部を改正する政令(平成20年政
令第155号)附則第13条第2項の規定により
なおその効力を有するものとされる改正
前の所得税法施行令第217条第1項第2号及
び第3号に掲げる民法法人を含む。)に対す
る寄附金(

当該公益社団
法人及び公益財団法人の主たる目的で
ある業務に関連するものに限る。)

- (6) 所得税法施行令第217条第4号に掲げる
学校法人又は同号に掲げる私立学校法(昭
和24年法律第270号)第64条第4項の規定に
より設立された法人に対する寄附金(

これらの法人の主たる目的
である業務に関連するものに限る。)

- (7) 所得税法施行令第217条第5号に掲げる
社会福祉法人に対する寄附金(法第314条
の7第1項第2号に掲げるもの

を除き、かつ、当該法人の主たる目的で
ある業務に関連するものに限る。)

- (8) 所得税法施行令第217条第6号に掲げる
更生保護法人に対する寄附金(

ることが明らかなものを除き、当該法人の
主たる目的である業務に関連するものに
限る。)

- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に掲
げる地方独立行政法人に対する寄附金(出
資に関する業務に充てられることが明ら
かなものを除き、当該法人の主たる目的で
ある業務に関連するものに限る。)

- (4) 所得税法施行令第217条第2号に掲げる
法人に対する寄附金(法第314条の7第1項
第2号に掲げるもの及び出資に関する業務
に充てられることが明らかなものを除き、
かつ、当該法人の主たる目的である業務に
関連するものに限る。)

- (5) 所得税法施行令第217条第3号に掲げる
公益社団法人及び公益財団法人(所得税法
施行令の一部を改正する政令(平成20年政
令第155号)附則第13条第2項の規定により
なおその効力を有するものとされる改正
前の所得税法施行令第217条第1項第2号及
び第3号に掲げる民法法人を含む。)に対す
る寄附金(出資に関する業務に充てられる
ことが明らかなものを除き、当該公益社団
法人及び公益財団法人の主たる目的で
ある業務に関連するものに限る。)

- (6) 所得税法施行令第217条第4号に掲げる
学校法人又は同号に掲げる私立学校法(昭
和24年法律第270号)第64条第4項の規定に
より設立された法人に対する寄附金(出資
に関する業務に充てられることが明ら
かなものを除き、これらの法人の主たる目的
である業務に関連するものに限る。)

- (7) 所得税法施行令第217条第5号に掲げる
社会福祉法人に対する寄附金(法第314条
の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に
関する業務に充てられることが明らかな
ものを除き、かつ、当該法人の主たる目的
である業務に関連するものに限る。)

- (8) 所得税法施行令第217条第6号に掲げる
更生保護法人に対する寄附金(出資に
関

当該法人の主たる目的である業務
に関連するものに限る。)

(9) 略

(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの

を除く。)

(11) 略

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者で賦課期日現在市内に住所を有するものは、3月15日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しな

る業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(9) 略

(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)

(11) 略

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 略

かった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

(6) 略

2～8 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 略

2・3 略

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。

5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除

(1)～(4) 略

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

(6) 略

2～8 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 略

2・3 略

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢1

対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2・3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び 第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 略

6歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2・3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(特別徴収税額)

第53条の8 略

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 略

2 略

(退職所得申告書)

第53条の9 略

2 略

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 略

付 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその同一生計配偶者及び扶養親族

の数に1を加えた数

2 略

(退職所得申告書)

第53条の9 略

2 略

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 略

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 略

付 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数

を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から付則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規

を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(1)～(7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規

定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る

定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額

(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る

平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得

令和4年度分及び令和5年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得

た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
表略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度

た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額

_____とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
表略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度

以後の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以後の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の_____税額とする。

表略

2・3 略

第13条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税

以後の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以後の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

表略

2・3 略

4 令和2年度分の固定資産税について一宮市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年一宮市条例第 号)による改正前の一宮市市税条例(以下「旧市税条例」という。)付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る旧市税条例付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第13条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税

額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

_____(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第14条 付則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける

額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分

_____(市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第14条 付則第12条、第13条、第13条の2又は第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける

宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(付則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については同条第1項

に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間になされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項

宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(付則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については付則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間になされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項

において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3の2 略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規

又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3の2 略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規

定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

定の適用については

、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句とする。

表略

5 略

句とする。

表略

5 略

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限

<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 法附則第56条第1項の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は、適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 略</p>	<p>り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 法附則第56条第1項の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は、適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一宮市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年一宮市条例第24号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第2条 一宮市市税条例の一部を次のように改正する。 略	第2条 一宮市市税条例の一部を次のように改正する。 略

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り

「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、

「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12

項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に

改める。

第52条第4項

から第6項までを削る。

略

付則第3条の2第2項及び第4条第1項中「及び第4項」を削る。

項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

略

付則第3条の2第2項 _____ 中「及び第4項」を削る。

付則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第3条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第6条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額</p> <hr/> <p>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>第7条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等</p>	<p>付 則 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第6条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)</p> <hr/> <p>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>第7条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等</p>

に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第8条 付則第6条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第6条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第9条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第10条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分

に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第8条 付則第6条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第6条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第9条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第10条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分

の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第11条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

_____)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

_____を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表略

第13条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を

の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第11条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

_____)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表略

第13条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により市税条例付則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を

加算した額

____ (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第14条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第17条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新築住宅等に対する都市計画税の減額)

加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第14条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第17条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第19条 法附則第15条の6若しくは第15条の7
又は市税条例第62条の2第1項の規定によ
て固定資産税を減額したときは、これらの規
定の例により、当該減額に係る家屋に対して
課する都市計画税額を減額する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中一宮市市税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例付則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第3条中一宮市都市計画税条例付則第19条の改正規定及び付則第5条第2項の規定 令和4年1月2日
- (3) 第1条中一宮市市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例付則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の一宮市市税条例(以下「新市税条例」という。)第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条及び付則第4条第1項において「施行日」という。)以後に支出する新市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の一宮市市税条例(次項及び第3項において「旧市税条例」という。)第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新市税条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧市税条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新市税条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新市税条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新市税条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧市税条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧市税条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得さ

れた三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、第3条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に新築された家屋に対して課する都市計画税に係る第3条の規定による改正前の一宮市都市計画税条例付則第19条の規定の適用については、なお従前の例による。

一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の一部改正により、障害基礎年金等が母子・父子家庭等医療費の助成に係る受給資格の判定に用いる所得に含まれることとなることから、当該助成について、従来どおり当該所得に障害基礎年金等を含めない取扱いとするため、本案を提出する。

一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年一宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、<u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)</u>の規定による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、<u>政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の一宮市母子・父子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。

環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について

次のとおり環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 環境センターごみ焼却施設定期修繕工事
- 2 工事場所 一宮市奥町字六丁山52番地
- 3 工事概要 ごみ焼却施設の分解、整備及び調整に伴う定期修繕工事
 - (1) 受入供給設備工事一式
 - (2) 燃焼設備工事一式
 - (3) 燃焼ガス冷却設備工事一式
 - (4) 排ガス処理設備工事一式
 - (5) 給排水配管設備工事一式
 - (6) 余熱利用発電設備工事一式
 - (7) 通風設備工事一式
 - (8) 灰出し設備工事一式
 - (9) 電気計装設備工事一式
 - (10) 雑設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 451,000,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店

水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

次のとおり消防署において使用する水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 水槽付消防ポンプ自動車
- 2 台 数 1台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 48,950,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店

小中学校学習者用パソコン等システムの売買契約の締結について

次のとおり一宮市立小中学校等において使用する小中学校学習者用パソコン等システムの売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 小中学校学習者用パソコン等システム
- 2 数 量 (1) ChromeBook 29,393台
(2) Chromecast 1,308台
(3) HDMI信号VGA変換コンバーター 300台
(4) USB充電器 300台
(5) 充電キャビネット 439台
(6) ネットワーク機器 1,160台
(7) Account@Adapter+(オンサイト保守付) 8本
(8) プロジェクタ 1,009台
(9) 授業支援システム及び管理コンソールサポート 一式
(10) ドリル及びプリント教材 一式
- 3 契 約 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 金 額 1,853,500,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 名古屋市千種区内山二丁目6番22号
株式会社フューチャーイン

自動ロースターの売買契約の締結について

次のとおり一宮市南部学校給食共同調理場において使用する自動ロースターの売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 自動ロースター
- 2 台 数 2台
- 3 契 約 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 金 額 36,960,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市中村区名駅南三丁目13番20号
株式会社中西製作所 名古屋支店

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

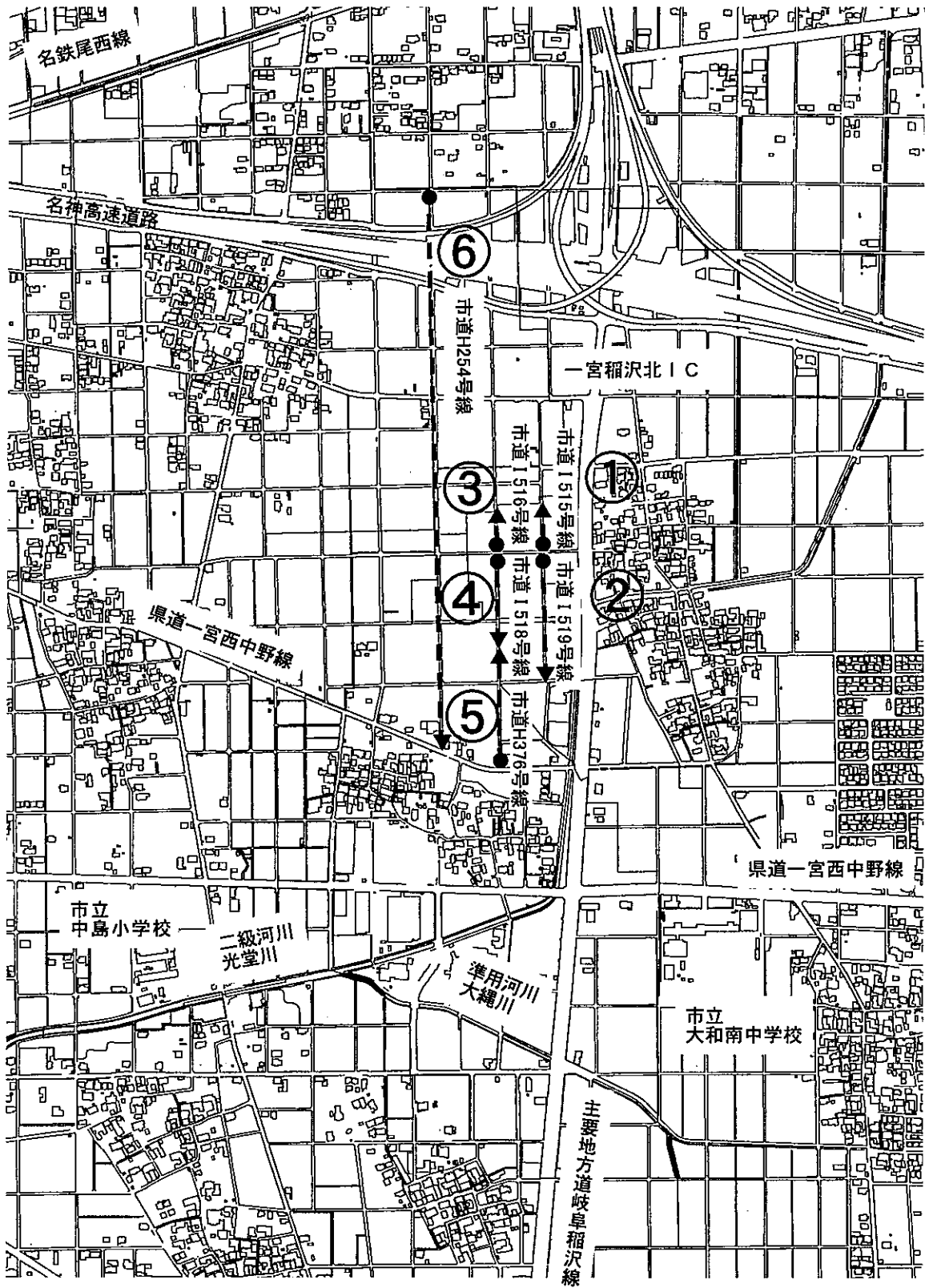
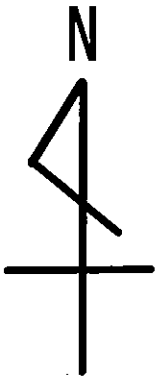
令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

凡	例
①	路線廃止整理番号
[---]	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
—	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

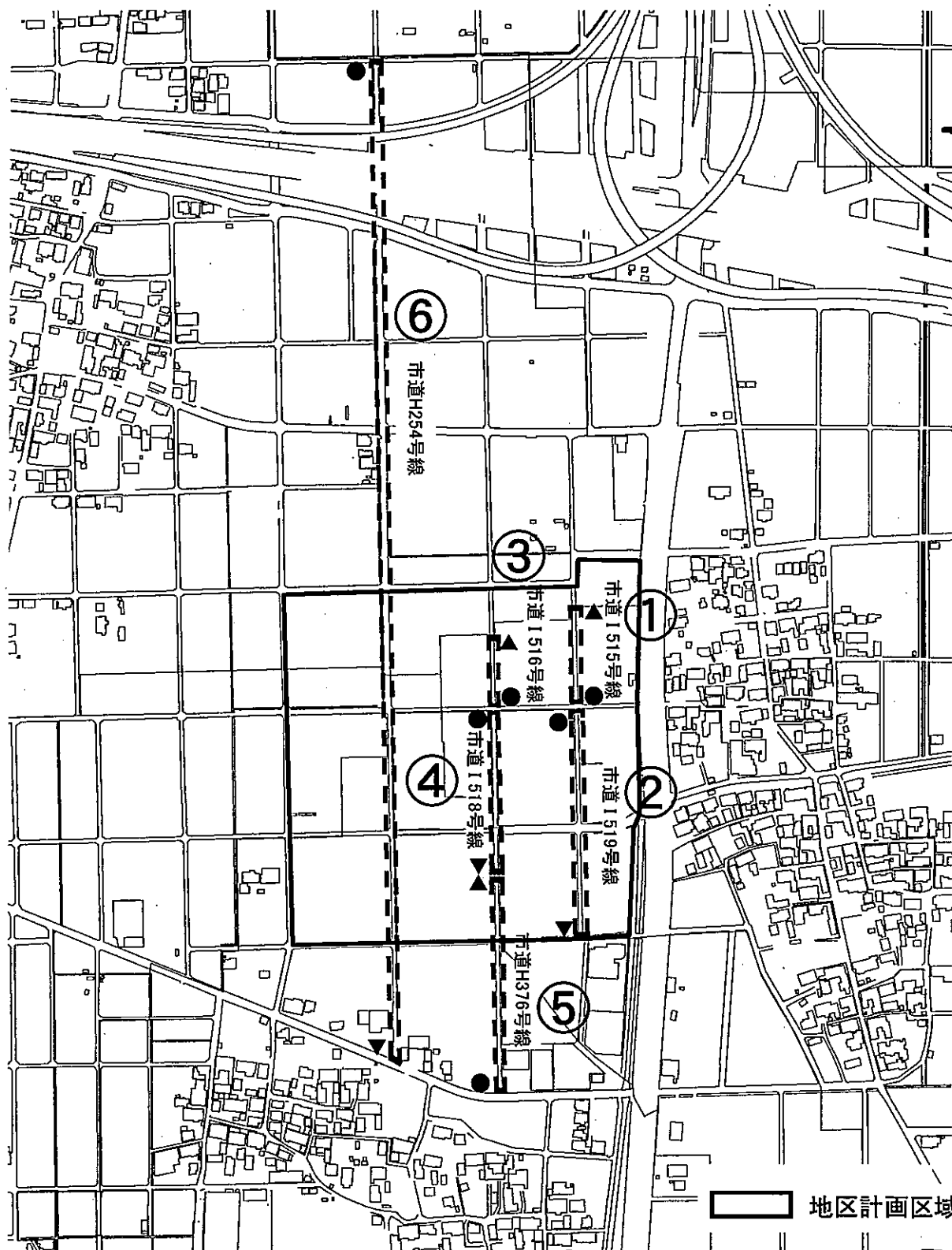
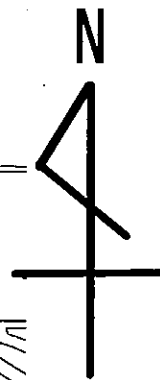
案内図

S=1 / 10,000



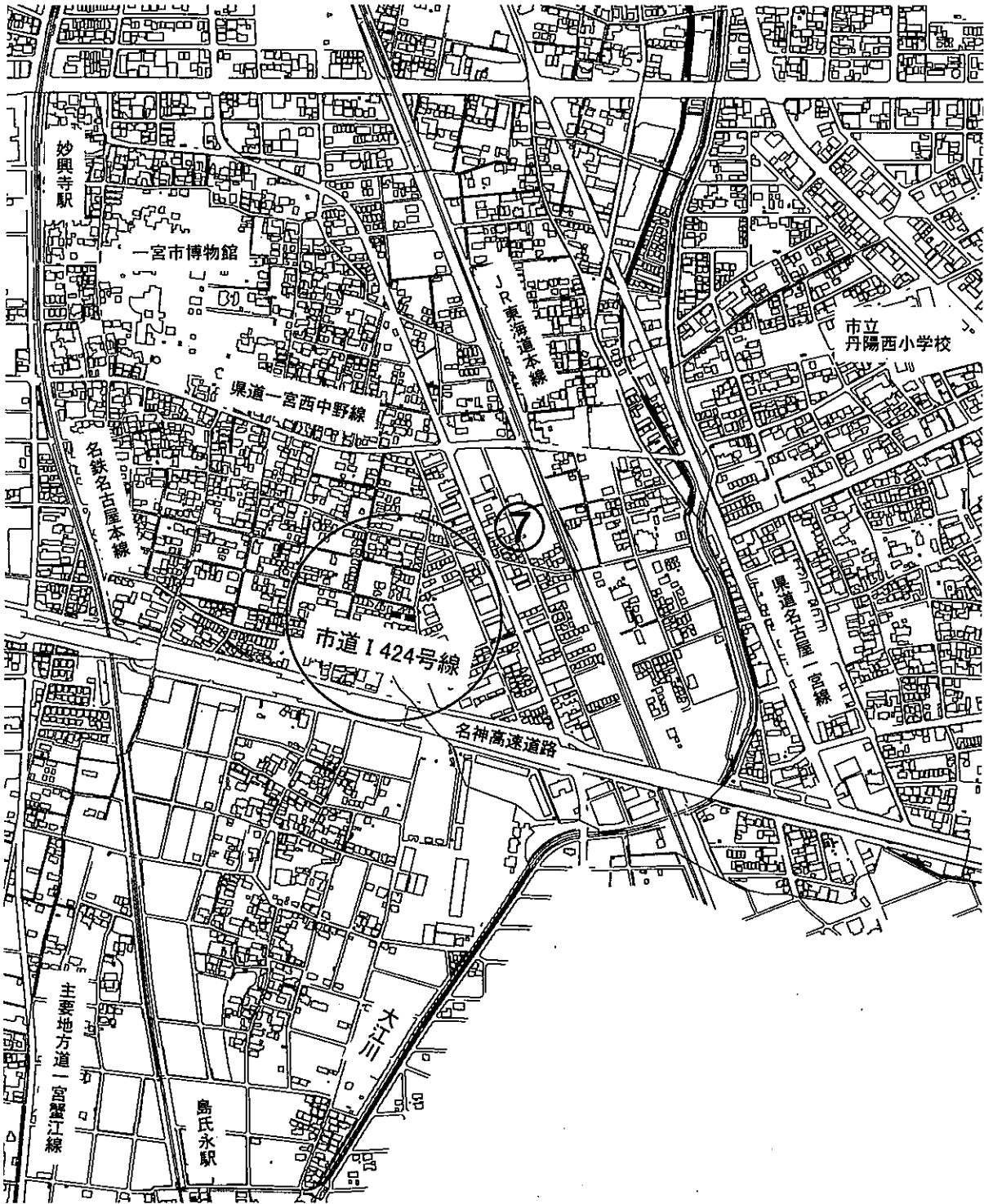
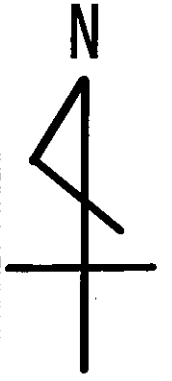
位置図

S= 1 / 2, 500



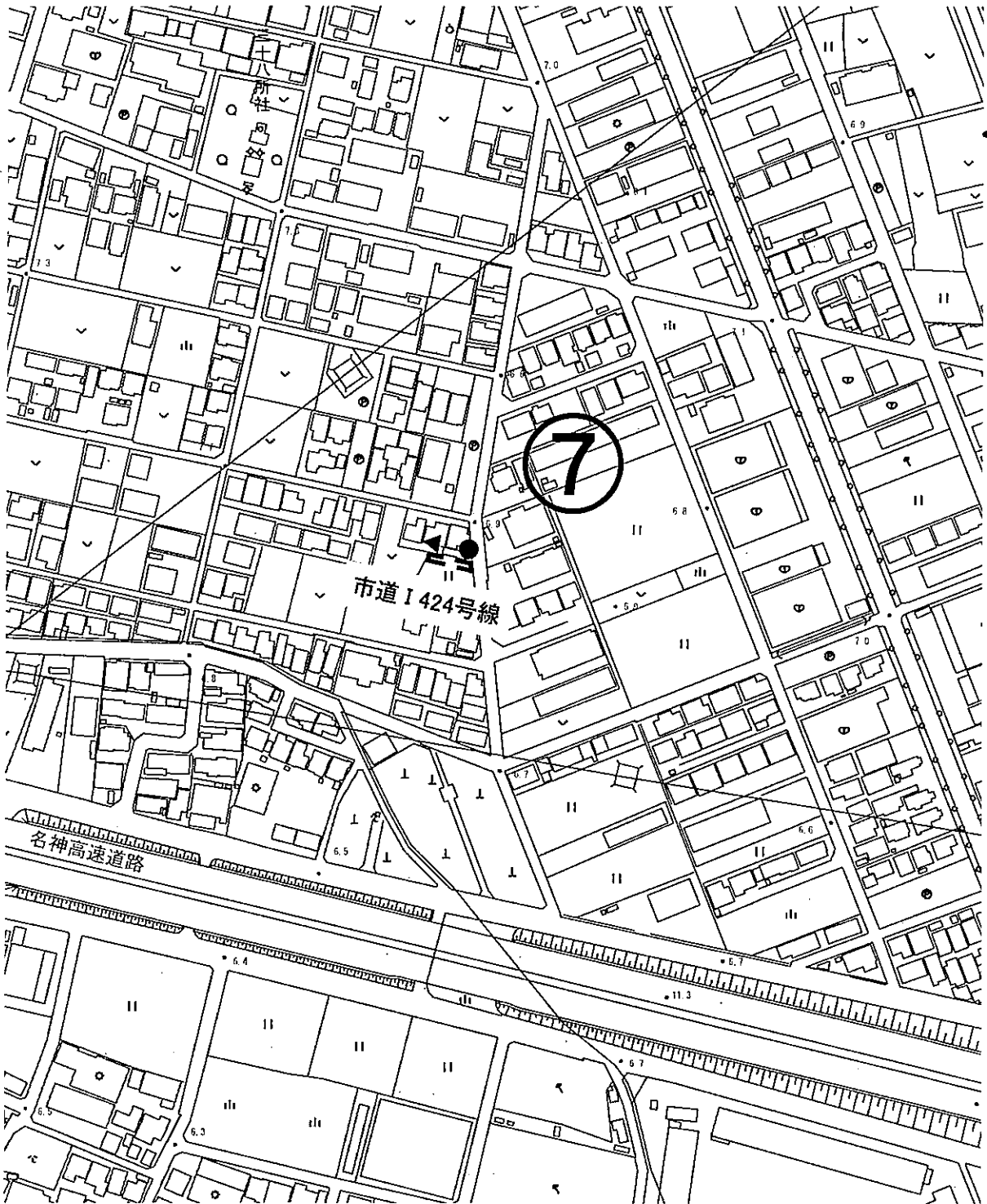
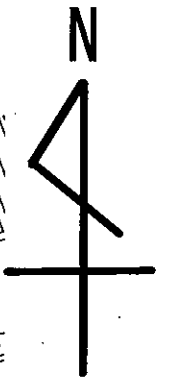
案内図

S = 1 / 10,000



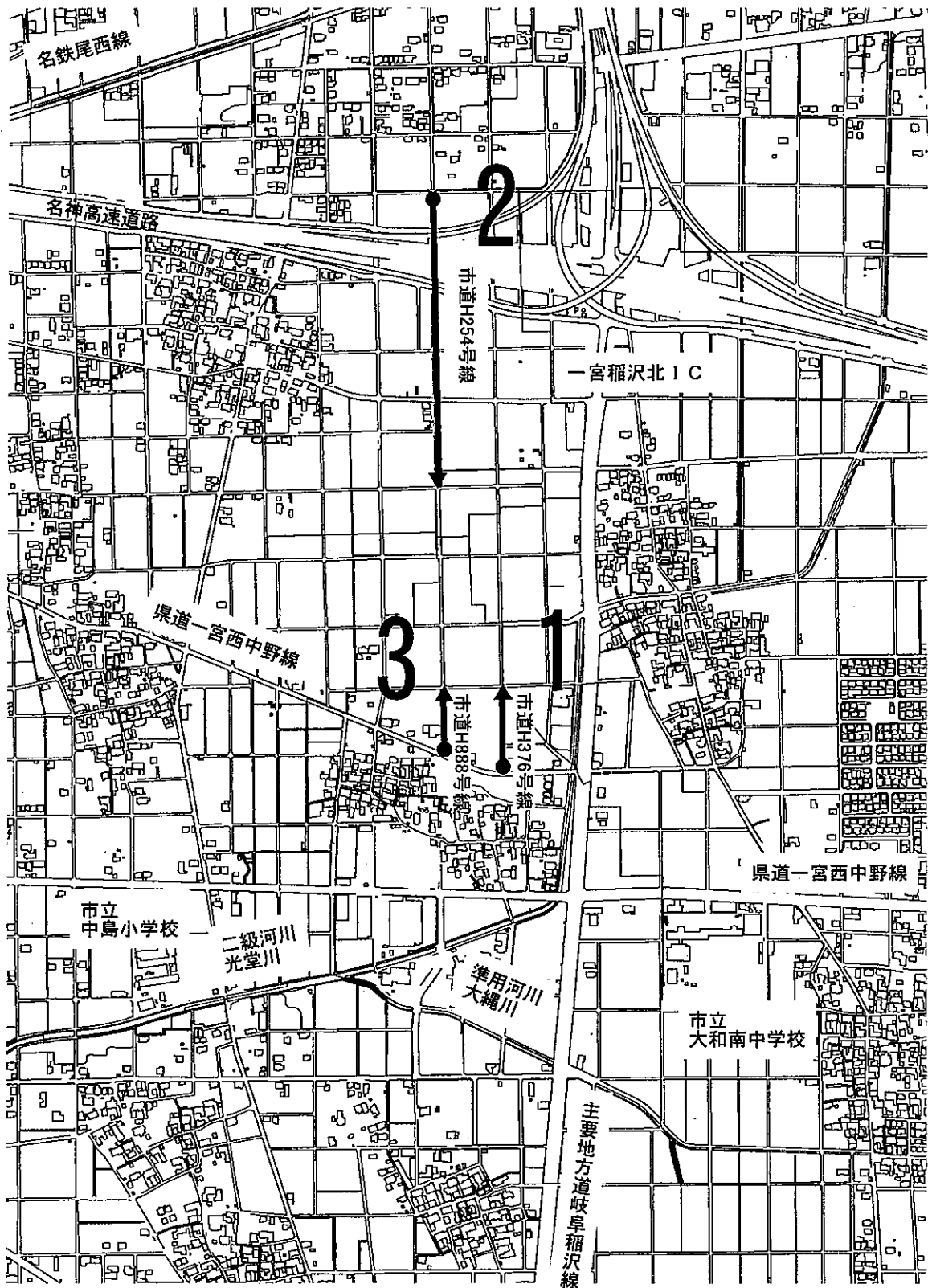
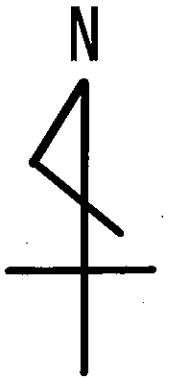
位置図

S=1 / 2,500



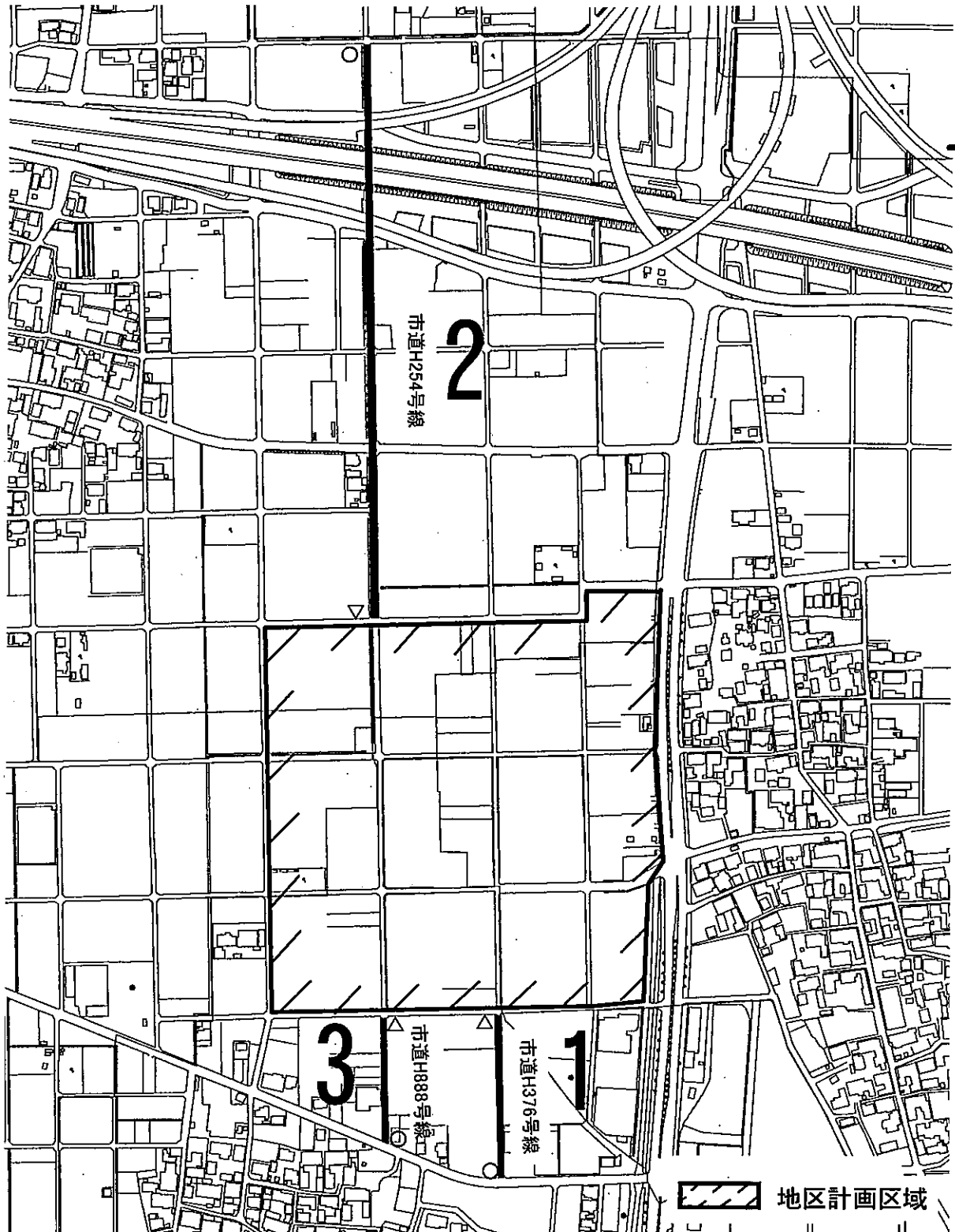
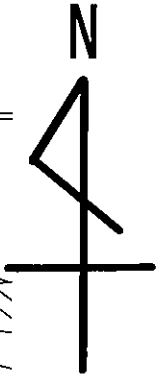
案内図

S=1 / 10,000



位置図

S=1 / 5,000



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	角切部幅員(m)
1	市道H376号線	137.68	4.0	6.0
2	市道H254号線	461.76	4.0	6.0
3	市道H888号線	103.81	4.0	8.5

損害賠償の額の決定について

水道配水管の整備不良に伴う濁り水の発生による物損事故に係る損害賠償の額の決定について、一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第40号)第7条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

1 事故の概要

令和2年12月22日、水道配水管の整備不良により濁り水が発生し、当該濁り水が供給された本件和解の相手方(法人。以下「相手方」という。)の工場において製造された商品に損害が生じた。

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として、608,420円を、示談成立後1か月以内に、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額

608,420円

承認第2号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例

(令和3年3月31日専決)

令和3年3月31日

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市条例第21号

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

付則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とする。

付則第12条の2の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30法律第3号)附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

第2条 一宮市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第10条の2中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第3条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

付則第2条(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第3条(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め

る。

付則第4条(見出しを含む。)中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

付則第18条の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第 号)の施行の日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条及び第2条の規定による改正後の一宮市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和3年4月1日専決)

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和3年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 252,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 120,542,815千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月1日専決

一宮市長 中野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国	庫 支 出 金	19,729,551	252,815	19,982,366
	2 国 庫 補 助 金	2,323,948	252,815	2,576,763
	歳 入 合 計	120,290,000	252,815	120,542,815

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民	生 費	50,288,874	252,815	50,541,689
	3 児 童 福 祉 費	23,836,609	252,815	24,089,424
	歳 出 合 計	120,290,000	252,815	120,542,815

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	19,729,551	252,815	19,982,366
歳入合計	120,290,000	252,815	120,542,815

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費	千円 50,288,874	千円 252,815	千円 50,541,689
歳 出 合 計	120,290,000	252,815	120,542,815

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市	債	その他
千円	千円	千円	千円
252,815			
252,815			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

252,815千円

2 項 国庫補助金

252,815千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 1,214,944	千円 252,815	千円 1,467,759
計	2,323,948	252,815	2,576,763

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説	明
区 分	金 額		
3 児童福祉費補 助金	千円 252,815	○子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金（10/10）	千円
	* 1,051,917		252,815

15款 国庫支出金

3 歳 出

3款 民生費

252,815千円

3項 児童福祉費

252,815千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 9,589,003	千円 252,815	千円 9,841,818	千円 252,815	千円	千円	千円
計	23,836,609	252,815	24,089,424	252,815			

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 1,498 * 29,434	○会計年度任用職員報酬	千円 1,498
3 職員手当等	4,055 * 76,838	○時間外勤務手当	4,055
4 共済費	10 * 41,534	○会計年度任用職員社会保険料負担金	10
8 旅費	48 * 1,088	○会計年度任用職員通勤費	48
10 需用費	150 * 53,279	○消耗品費 ○印刷製本費	5 145
11 役務費	2,268 * 30,097	○通信運搬費 ○口座振替手数料	1,474 794
12 委託料	4,286 * 1,094,880	○総合行政システム（福祉系）整備等委託料	4,286
18 負担金、補助 及び交付金	240,500 * 4,138	○子育て世帯生活支援特別給付金	240,500

3款 民生費

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,003) 2,453	2,199,668	8,565,306	7,083,164	17,848,138	3,141,742	20,989,880	
補 正 前	(1,003) 2,453	2,198,170	8,565,306	7,079,109	17,842,585	3,141,732	20,984,317	
比 較	(0) 0	1,498	0	4,055	5,553	10	5,563	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補 正 後	231,391	540,822	2,415,611	1,491,760	209,435	567,845	172,194	38,157
	補 正 前	231,391	540,822	2,415,611	1,491,760	209,435	563,790	172,194	38,157
	比 較	0	0	0	0	0	4,055	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	151,053	41,822	130,572	1,090,106	2,396	0	0
	補 正 前	0	151,053	41,822	130,572	1,090,106	2,396	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(39) 2,453	-	8,565,306	6,705,601	15,270,907	2,863,429	18,134,336	
補 正 前	(39) 2,453	-	8,565,306	6,701,546	15,266,852	2,863,429	18,130,281	
比 較	(0) 0	-	0	4,055	4,055	0	4,055	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補 正 後	231,391	540,822	2,038,048	1,491,760	209,435	567,845	172,194	38,157
	補 正 前	231,391	540,822	2,038,048	1,491,760	209,435	563,790	172,194	38,157
	比 較	0	0	0	0	0	4,055	0	0
	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業續手当 (千円)
	補 正 後	0	151,053	41,822	130,572	1,090,106	2,396	0	0
	補 正 前	0	151,053	41,822	130,572	1,090,106	2,396	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(964) 0	2,199,668	0	377,563	2,577,231	278,313	2,855,544	
補 正 前	(964) 0	2,198,170	0	377,563	2,575,733	278,303	2,854,036	
比 較	(0) 0	1,498	0	0	1,498	10	1,508	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
		補 正 後	-	0	377,563	-	-	0	0
	補 正 前	-	0	377,563	-	-	0	0	0
	比 較	-	0	0	-	-	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	-	0	-	-	-
	補 正 前	0	0	0	-	0	-	-	-
	比 較	0	0	0	-	0	-	-	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考		
給料	0	1	給与改正に伴う増減分	0		給与改正の状況 給料の改正率 給与改正実施時期	
		2	昇給に伴う増加分	0			
		3	その他の増減分	0			
職員手当	4,055	1	制度改正に伴う増減分	0			
		2	その他の増減分	ア	会計年度任用職員以外の職員 4,055	○時間外勤務手当 4,055,000円	
				イ	会計年度任用職員 0		

承認第4号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和3年5月12日専決)

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和3年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 295,722千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 120,838,537千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月12日専決

一宮市長 中野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国	庫 支 出 金	19,982,366	295,722	20,278,088
	2 国 庫 補 助 金	2,576,763	295,722	2,872,485
	歳 入 合 計	120,542,815	295,722	120,838,537

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民	生 費	50,541,689	295,722	50,837,411
	3 児 童 福 祉 費	24,089,424	295,722	24,385,146
	歳 出 合 計	120,542,815	295,722	120,838,537

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	19,982,366	295,722	20,278,088
歳入合計	120,542,815	295,722	120,838,537

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費	千円 50,541,689	千円 295,722	千円 50,837,411
歳 出 合 計	120,542,815	295,722	120,838,537

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市	債	その他
千円	千円	千円	千円
295,722			
295,722			

2 歳 入

15款 国庫支出金

295,722千円

2項 国庫補助金

295,722千円

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	千円 1,467,759	千円 295,722	千円 1,763,481
計	2,576,763	295,722	2,872,485

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説 明
区 分	金 額	
3 児童福祉費補 助金	千円 295,722	○子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金（10／10） 千円 295,722
	* 1,304,732	

15款 国庫支出金

3 歳 出

3款 民生費

295,722千円

3項 児童福祉費

295,722千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 9,841,818	千円 295,722	千円 10,137,540	千円 295,722	千円	千円	千円
計	24,089,424	295,722	24,385,146	295,722			

金額欄中の*は補正前の額を示す。

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 799 * 30,932	○会計年度任用職員報酬	千円 799
3 職員手当等	4,075 * 80,893	○時間外勤務手当	4,075
4 共済費	6 * 41,544	○会計年度任用職員社会保険料負担金	6
8 旅費	36 * 1,136	○会計年度任用職員通勤費	36
10 需用費	297 * 53,429	○消耗品費 ○印刷製本費	10 287
11 役務費	3,259 * 32,365	○通信運搬費 ○口座振替手数料	2,810 449
12 委託料	4,950 * 1,099,166	○総合行政システム（福祉系）整備等委託料	4,950
18 負担金、補助 及び交付金	282,300 * 244,638	○子育て世帯生活支援特別給付金	282,300

3款 民生費

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,004) 2,453	2,200,467	8,565,306	7,087,239	17,853,012	3,141,748	20,994,760	
補 正 前	(1,003) 2,453	2,199,668	8,565,306	7,083,164	17,848,138	3,141,742	20,989,880	
比 較	(1) 0	799	0	4,075	4,874	6	4,880	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
		補 正 後	231,391	540,822	2,415,611	1,491,760	209,435	571,920	172,194
	補 正 前	231,391	540,822	2,415,611	1,491,760	209,435	567,845	172,194	38,157
	比 較	0	0	0	0	0	4,075	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	特定任期付職 員業績手当 (千円)
	補 正 後	0	151,053	41,822	130,572	1,090,106	2,396	0	0
	補 正 前	0	151,053	41,822	130,572	1,090,106	2,396	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(39) 2,453	-	8,565,306	6,709,676	15,274,982	2,863,429	18,138,411	
補 正 前	(39) 2,453	-	8,565,306	6,705,601	15,270,907	2,863,429	18,134,336	
比 較	(0) 0	-	0	4,075	4,075	0	4,075	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	時間外勤務 手当	通勤手当	特殊勤務 手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	231,391	540,822	2,038,048	1,491,760	209,435	571,920	172,194	38,157
	補 正 前	231,391	540,822	2,038,048	1,491,760	209,435	567,845	172,194	38,157
	比 較	0	0	0	0	0	4,075	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	住居手当	退職手当	管理職員 特別勤務手当	単身赴任 手当	特定任期付職 員継続手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	0	151,053	41,822	130,572	1,090,106	2,396	0	0
	補 正 前	0	151,053	41,822	130,572	1,090,106	2,396	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(965) 0	2,200,467	0	377,563	2,578,030	278,319	2,856,349	
補 正 前	(964) 0	2,199,668	0	377,563	2,577,231	278,313	2,855,544	
比 較	(1) 0	799	0	0	799	6	805	

() 内は短時間勤務職員数の外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	時間外勤務 手当	通勤手当	特殊勤務 手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	-	0	377,563	-	-	0	0	0
	補 正 前	-	0	377,563	-	-	0	0	0
	比 較	-	0	0	-	-	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	住居手当	退職手当	管理職員 特別勤務手当	単身赴任 手当	特定任期付職 員業績手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	0	0	0	-	0	-	-	-
	補 正 前	0	0	0	-	0	-	-	-
	比 較	0	0	0	-	0	-	-	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考	
給料	0	1 給与改正に伴う増減分	0		給与改正の状況 給料の改正率 給与改正実施時期	
		2 昇給に伴う増加分	0			
		3 その他の増減分	0			
職員手当	4,075	1 制度改正に伴う増減分	0			
		2 その他の増減分	ア 会計年度任用職員以外の職員	4,075	○時間外勤務手当 4,075,000円	
			イ 会計年度任用職員	0		

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 3. 3. 3	令和 2. 12. 4	交通事故	なし	介護保険課
令和 3. 3. 7	令和 3. 1. 22	交通事故	なし	道路課

2 第2項第1号及び第3号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 3. 3. 5	令和 3. 1. 10	交通事故	104,500円	104,500円	尾西消防署
令和 3. 3. 9	令和 2. 12. 27	交通事故	23,650円	23,650円	木曾川消防署
令和 3. 3. 18	令和 3. 2. 16	車両損傷事故	297,880円	297,880円	維持課
令和 3. 4. 13	令和 2. 12. 24	交通事故	731,987円	566,030円 (260,030円)	維持課

備考 ()内の金額は、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)により填補される保険金額(内数)を示す。

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を減額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約金額の減額変更に係る専決処分の日
令和3年3月19日
- 2 契約金額の減額変更に係る専決処分の内容

- (1) 契約名称
北部中学校流域貯留施設築造工事の請負契約
- (2) 契約金額

当初金額(令和2年6月23日議決)	173,250,000円
今回変更金額(令和3年3月19日専決)	166,648,900円

- (3) 契約金額の減額変更に係る理由
施工により発生した土砂の処理について、工事間利用の調整を図ることができたこと等のため、契約金額を減額変更したもの

報告第7号

令和2年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和2年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

令和2年度 愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳	
					既収入特定財源	未収入特定財源
2 総務費	1 総務管理費	災害備蓄物資充実事業 避難所資機材購入費	2,268,000	2,268,000	円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (国) 2,268,000	円
		新型コロナウイルスクラスター対策補助金	1,000,000	1,000,000	円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (国) 1,000,000	
3 民生費	1 社会福祉費	一宮市新生児特別給付金事業 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 一宮市新生児特別定額給付金	11,000 40,000 167,000 135,000,000	11,000 40,000 167,000 135,000,000	円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (国) 92,000,000	円 43,218,000
		特別障害者手当等受給者 臨時給付金給付事業 印刷製本費 通信運搬費 口座振替手数料 総合行政システム(福祉系) 改修業務委託料 特別障害者手当等受給者 臨時給付金	30,000 400,000 500,000 2,200,000 21,500,000	30,000 400,000 500,000 2,200,000 21,500,000	円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (国) 24,630,000	
3 民生費	2 老人福祉費	高齢者新型コロナウイルス感染症 対策支援事業 要介護高齢者タグシニー料金給付費	19,508,000	19,508,000	円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (国) 19,508,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
4	衛生費	1 保健衛生費	オンライン資格確認端末導入委託事業 レセプトコンピュータシステム 改修業務委託料	550,000	550,000	医療提供体制 設備整備交付金 (国) 321,000	229,000
			新型コロナウイルスワクチン住民接種事業 消耗品費 印刷製本費 医薬材料費 通信運搬費 手数料 新型コロナウイルスワクチン住民接種 包括業務委託料 新型コロナウイルスワクチン住民接種 クーポン券作成等業務委託料 医療廃棄物処理業務委託料 事業用備品購入費	100,000 3,828,000 355,000 26,320,000 7,507,000 238,661,000 33,297,000 251,000 10,000	0 3,828,000 30,383 26,320,000 7,471,140 238,661,000 33,297,000 251,000 0	新型コロナウイルス ワクチン接種体制 確保事業費補助金 (10/10) (国) 309,858,523	
5	労働費	1 労働諸費	36,000,000	36,000,000	新型コロナウイルス 感染症対応地方 創生臨時交付金 (国) 24,000,000	12,000,000	
7	商工費	1 商工費	200,000,000	200,000,000	新型コロナウイルス 感染症対応地方 創生臨時交付金 (国) 135,000,000	65,000,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路附属物保全事業 道路附属物点検委託料	9,000,000	9,000,000	円	円	円	
		生活道路交通安全対策事業 生活道路交通安全対策 調査業務委託料	4,378,000	4,378,000		円	円	
		自転車通行空間整備事業 設計委託料	10,000,000	10,000,000		円	円	
		自転車通行空間整備工事請負費	16,000,000	16,000,000		円	円	
		平重橋関連道路事業 道路改良工事請負費	47,002,000	47,001,900		円	円	
		幹線舗装改良事業 幹線道路舗装修繕計画 策定業務委託料	19,500,000	18,780,000		円	円	
		幹線舗装改良工事請負費	160,000,000	160,000,000		円	円	
		橋梁保全事業 橋梁保全工事請負費	139,000,000	139,000,000		円	円	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3	水路費	土地改良事業補助金	1,500,000	1,500,000			1,500,000
		流域貯留施設築造事業 流域貯留施設築造工事請負費 支障物件移転補償金	136,000,000 8,500,000	136,000,000 8,500,000		防災・安全交付金 (国) 36,000,000 流域貯留施設 築造事業 (水路債) 108,500,000	
		準用河川千間堀川改良事業 準用河川改良工事請負費 支障物件移転補償金	71,000,000 14,100,000	71,000,000 14,100,000		防災・安全交付金 (国) 26,000,000 準用河川改良事業 (水路債) 59,100,000	
		遊水地築造事業 遊水地築造工事請負費	137,000,000	137,000,000		遊水地築造事業 (水路債) 137,000,000	
4	都市計画費	五城森上線歩道拡幅事業 公共街路整備工事請負費	90,000,000	90,000,000		防災・安全交付金 (国) 46,200,000 道路整備事業 (都市計画債) 43,800,000	
		光明寺二ツ屋線歩道拡幅事業 公共街路整備工事請負費	110,000,000	110,000,000		防災・安全交付金 (国) 56,100,000 道路整備事業 (都市計画債) 53,900,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
		福塚線道路改築事業 不動産登記等委託料 公共街路用地購入費 公共街路物件移転補償金	円 247,000 5,968,000 7,695,000	円 0 1,793,417 2,255,154	円 合併特例事業 (合併特例債) 3,300,000	円 748,571	
		緊急輸送道路無電柱化事業 測量・設計業務委託料	26,950,000	26,950,000	無電柱化推進計画 事業補助金 (5.5/10) (国) 10,450,000 道路整備事業 (都市計画債) 14,700,000	1,800,000	
		一宮駅周辺道路バリアフリー整備事業 公共街路整備工事請負費	6,200,000	6,200,000	防災・安全交付金 (国) 2,500,000	3,700,000	
		長寿命化対策事業 各種公園整備工事請負費	32,500,000	31,500,000	防災・安全交付金 (国) 15,000,000 公園緑地整備事業 (都市計画債) 16,500,000		
	5 都市開発費	まちなかワイオケーブル推進事業委託料 名古屋鉄道尾西線菊安賀駅付近 鉄道高架事業負担金	3,971,000 427,000	3,971,000 427,000		3,971,000 427,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
9	消防費	消防車両更新管理事業 自動車購入費	14,347,000	13,869,550	11,100,000 (消防債)	2,769,550	
10	教育費	(仮称)第1共同調理場整備事業 不動産登記等委託料 学校給食共同調理場用地購入費 支障物件移転補償金	647,000 234,387,000 32,693,000	0 5,179,830 30,333,432	31,900,000 (教育総務債)	3,613,262	
		(仮称)第1共同調理場整備事業 関連道路拡幅事業 道路用地購入費	5,347,000	0			
	2	小学校費	20,000,000 139,347,000 1,246,653,000	20,000,000 139,347,000 1,246,653,000	企業版ふるさと納税附金 10,000,000 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (国)703,013,000 公立学校情報機器整備費補助金 (10/10) (国)639,045,000	53,942,000	
		空調設備改修事業 各校営繕工事請負費	354,200,000	354,200,000	学校施設改善交付金 (国)88,692,000 小学校空調設備改修事業 (小学校債)	67,908,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3	中学校費	GIGAスクール構想整備事業 一般備品購入費	621,790,000	621,790,000	円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国) 276,987,000 公立学校情報機器整備費補助金(10/10)(国) 323,550,000	円 21,253,000	
		空調設備改修事業 各校営繕工事請負費	85,750,000	85,750,000	円 学校施設環境改善交付金(国) 18,225,000 中学校空調設備改修事業(中学校債) 50,100,000	円 17,425,000	
4	社会教育費	博物館管理事業 庁用備品購入費	792,000	792,000	円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国) 792,000		
		資料館管理事業 庁用備品購入費	792,000	792,000	円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国) 792,000		
		美術館管理事業 庁用備品購入費	792,000	792,000	円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国) 792,000		
	計		4,543,978,000	4,293,887,806	10,000,000	3,948,200,523	335,687,283

令和2年度愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

令和2年度愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

令和2年度 愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出為額	左の内訳		支出負担額	年度額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既特定財源	収入未特定財源	収入一般財源	
4	衛生費 1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 住民接種事業	円	円	円	円	円	円	円	円	新型コロナウイルスワクチンの供給が国の見込みより遅れたため
		印刷製本費	0	0	0	2,552,000	新型コロナウイルス接種事業補助金(10/10)	0	0	0	
		通信運搬費	30,820	0	0	10,309,180	新型コロナウイルス接種事業補助金(10/10)	0	0	0	
		新型コロナウイルスワクチン 住民接種包括業務委託料	305,728,000	270,728,000 (うち繰越明許費 238,661,000)	0	32,067,000	(国) 58,680,451 新型コロナウイルス接種事業補助金(10/10)	(国) 85,729	(国) 58,680,451	0	
8	土木費 2 道路橋梁費	新型コロナウイルスワクチン 住民接種クーポン券作成等業務委託	0	0	0	13,838,000	新型コロナウイルス接種事業補助金(10/10)	0	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、既存建築物移転の設計業務や事務手続きが大幅に遅れ、年度内に対象用地引渡しを受けることが不可能となったため
		新型コロナウイルスワクチン 住民接種委託料	0	0	0	31,282,177	新型コロナウイルス接種事業補助金(10/10)	0	0	0	
		名栗東橋取付道路用地取得事業	1,217,693	0	0	1,217,693	公共補償金	1,217,693	0	0	
		道路用地購入費	0	1,217,693	0	1,217,693	0	0	0	0	
計			306,976,513	35,030,820	510,606,693	57,981,357	91,266,050	1,303,422	89,962,628	0	

報告第9号

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告について

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定に基づき報告する。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額			翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計		
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	2 拡張事業費	中町1丁目地内 ほか大和幹線 雨水管布設工事	2,207,000,000	844,200,000	150,000,000	994,200,000	824,200,000	0
				402,100,000	402,100,000	422,100,000		

報告第10号

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第28条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予計額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越するものの購入費入限年度額	説明
						交付金	企業債	留保資金			
一般区域下水道支出 一 公本資本 1	1 建設改良費	東部浄化センター管理棟耐震補強実施施設設計業務委託	15,000,000	0	15,000,000	5,000,000	10,000,000	0	0	0	本委託は令和3年度に予定していたものであり、耐震化の早期完了のため早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「防災・安全」社会資本整備交付金の対象として、令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込まなくなりました。
一般区域下水道支出 一 公本資本 1	1 建設改良費	大宮3丁目地内ほか下水道管実施施設設計業務委託	13,000,000	0	13,000,000	4,500,000	8,500,000	0	0	0	本委託は令和3年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「防災・安全」社会資本整備交付金の対象として、令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込まなくなりました。
一般区域下水道支出 一 公本資本 1	1 建設改良費	常願水道管7丁目地内工事	1,997,600	0	1,997,600	0	1,900,000	97,600	0	0	本工事に必要となるダクト形状特殊異形管(下水道用)について、市場価格が公表されており入手が容易であるものとして発注しましたが、製作に時間を要する材料であることが契約後に判明し、本工事の年度内完了が見込まなくなりました。
一般区域下水道支出 一 公本資本 1	1 建設改良費	又下京水道管更生工事	83,000,000	0	83,000,000	37,000,000	46,000,000	0	0	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「防災・安全」社会資本整備交付金の対象として、令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込まなくなりました。
一般区域下水道支出 一 公本資本 1	1 建設改良費	音下羽水道管更生工事	7,000,000	0	7,000,000	3,000,000	4,000,000	0	0	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「防災・安全」社会資本整備交付金の対象として、令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込まなくなりました。

(単位 円)

款	項	事業名	予計	算額	支払義務額	翌年繰上額	左の財源内			不 用 額	翌年度繰上額に 係る 繰越す たなご の 限度額	説 明
							交 付 金	企 業 債	損 益 勘 定 金			
一 1 公 資	1 1 建 設 改 良 費	柴下 3 丁 水 道 管 地 内 生 工 事 ほ か	30,000,000	30,000,000	0	30,000,000	13,000,000	17,000,000	0	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象となりましたが、この予算措置において令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込められました。	
一 1 公 資	1 1 建 設 改 良 費	別下 5 丁 水 道 管 地 内 生 工 事 ほ か	12,000,000	12,000,000	0	12,000,000	5,250,000	6,750,000	0	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象となりましたが、この予算措置において令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込められました。	
一 1 公 資	1 1 建 設 改 良 費	藤塚 4 丁 水 道 管 地 内 生 工 事 ほ か	12,000,000	12,000,000	0	12,000,000	5,250,000	6,750,000	0	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象となりましたが、この予算措置において令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込められました。	
一 1 公 資	1 1 建 設 改 良 費	椴下 1 丁 水 道 管 地 内 生 工 事 ほ か	19,000,000	19,000,000	0	19,000,000	8,500,000	10,500,000	0	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象となりましたが、この予算措置において令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込められました。	
一 1 公 資	1 1 建 設 改 良 費	北園 1 丁 水 道 管 地 内 生 工 事 ほ か	14,000,000	14,000,000	0	14,000,000	6,000,000	8,000,000	0	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象となりましたが、この予算措置において令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込められました。	

(単位 円)

款	項	事業名	予計	算額	支払義務額	翌年繰り越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰り越額を要するたな卸資産の増減 資産の増	明 説
							交付金	企業債	損益勘定留保資金			
1 一般公共資本的支出	2 拡張事業費	公園通3丁目地内ほか 雨水管実施設計業務委託	26,000,000	0	0	26,000,000	9,000,000	17,000,000	0	0	本委託は令和3年度に予定していたものであり、浸水被害の早期解消のため早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。	
1 一般公共資本的支出	4 日光域上水道業	日光萩原町花井方郷中 地下水道管布設工事(その2)	73,793,500	0	0	73,793,500	35,500,000	38,000,000	293,500	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、未曾及対策の早期着手を旨とし、令和2年度「社会資本整備交付金」計画別流用を受け入れられました。この予算措置において令和2年度12月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。	
1 一般公共資本的支出	4 日光域上水道業	日光萩原町花井方郷中 地下水道管布設工事(その3)	116,800,000	0	0	116,800,000	51,930,000	64,800,000	70,000	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、未曾及対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「社会資本整備交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。	
1 一般公共資本的支出	4 日光域上水道業	日光萩原町花井方東出 地下水道管布設工事	14,000,000	0	0	14,000,000	4,900,000	9,100,000	0	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、未曾及対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「社会資本整備交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。	
1 一般公共資本的支出	4 日光域上水道業	日光中郷下 地下水道管布設工事	9,000,000	0	0	9,000,000	3,150,000	5,800,000	50,000	0	本工事は令和3年度に予定していたものであり、未曾及対策の早期着手を旨とし、国の令和2年度補正予算「社会資本整備交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和2年度3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。	

(単位 円)

款	項	事業名	予算額	支私義務額	翌年度額	左の財源内			不	年度繰越額に 超過する要 するたな加 資産の購 入限度額	説明
						交付金	企業債	損益留保 勘定資金			
特定区域 2 公共下水道的 資本的支出	1 建設改良費	木曾川ポンプ更新 工事 1号	49,500,000	42,117,570	7,382,430	0	7,300,000	82,430	0	0	本工事は、汚水ポンプの取替工事で す。工事に伴うポンプ井低水位運転によ り酸化水素が発生することが判明し、この 対策に不測の日数を要するため、年度 内での完了が見込めなくなりました。

報告第11号

令和2年度愛知県一宮市病院事業会計継続費通次繰越額の報告について

令和2年度愛知県一宮市病院事業会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定に基づき報告する。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

令和2年度愛知県一宮市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費			支払義務発生額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源予定		翌年度繰越額に係る繰越額を超えるたな印資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	年度次額				一般会計 出資金	その他	
1 市民病院 資本的支出	1 建設改良費	北館・南館 (A・B棟) 改修工事 監理事業	円 91,552,000	円 32,960,000	円 4,000,000	円 36,960,000	円 33,650,000	円 3,310,000	円 3,310,000	円 0	円 3,310,000	円 0
		北館・南館 (A・B棟) 改修事業	888,819,000	275,870,000	39,700,000	315,570,000	264,293,000	51,277,000	51,277,000	0	51,277,000	0
		計	980,371,000	308,830,000	43,700,000	352,530,000	297,943,000	54,587,000	54,587,000	0	54,587,000	0

報告第12号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和2年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

令和2年度 事業報告書

一般財団法人 一宮市学校給食会

1 事業の状況

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食回数と総食数

	年間給食回数 (回)		総給食数 (食)
	小学校 173	中学校 173	
共同調理場	小学校 173	中学校 173	4,288,096
単独校調理場	小学校 173	中学校 173	1,373,534
合 計			5,661,630

イ 物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定された29業者より、毎月行われる物資選定委員会で選定された給食用物資を購入して、南部・北部共同調理場に提供し、翌月その代金を支払った。

単独校調理場は、単独校調理場物資選定会で選定された給食用物資を購入し、この代金の支払業務を本給食会が行った。

また、主食（米飯・パン・麺）・牛乳についても、本会において支払った。

年間物資購入額

(単位：円)

	副食材料	主 食	牛 乳	合 計
共同調理場	640,154,755	242,224,580	234,692,685	1,117,072,020
単独校調理場	208,077,160	75,224,338	75,494,902	358,796,400
合 計	848,231,915	317,448,918	310,187,587	1,475,868,420

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費及び年間給食費

(単位：円)

	日 額 給 食 費		年 間 給 食 費
	小学校	中学校	
共同調理場	250	285	1,117,072,020
単独校調理場	250	285	358,796,400
合 計			1,475,868,420

年度当初の1日の給食対象数

	小学校		中学校		計	
	校	食数	校	食数	校	食数
南部共同調理場	18	8,686	8	4,396	26	13,082
北部共同調理場	14	8,424	7	4,120	21	12,544
共同調理場合計	32	17,110	15	8,516	47	25,626
単独校調理場	10	5,405	4	2,824	14	8,229
合 計	42	22,515	19	11,340	61	33,855

(3) 学校給食についての調査研究、普及充実に関する事業

ア 物資納入業者等の施設、衛生状況の調査

- 食品加工をしている指定納入業者2社、食品加工・製造を行う業者2社を、施設の構造、設備・機械器具の取扱い、食品の取扱い方法、衛生管理運営など現地調査し、食品の管理と異物の混入等事故が発生しないよう依頼した。

イ 各種研究会、協議会への参加

- 愛知県学校給食会
 - ・ 連絡会議（11月）
- 愛知県学校給食センター連絡会
 - ・ 学校給食研究会（10月）
- 市教育委員会研究会等
 - ・ 学校給食献立作成委員会（9回書面開催）

ウ 市内小中学校PTA等の試食会事業

○ 試食会開催数

		校 数	件 数	食 数
共同調理場	小学校	10	17	148
	中学校	2	3	21
単独校調理場	小学校	3	4	156
	中学校	0	0	0
合 計		15	24	325

エ 食育推進事業

- 一宮を食べる学校給食の日（12月・1月）一宮市産食材の提供
- 愛知を食べる学校給食の日（6月・11月・1月）愛知県産食材の提供
- 全国学校給食週間記念事業(1月24日～30日)地場産物の活用、郷土料理の提供
- 友好都市トレビーズ市（イタリア）にちなんだ献立実施（1月）

2 庶務の概要

(1) 役員に関する事項

令和2年度末現在

役職名	氏名	就任年月日	備考
会長	高橋 信哉	R元. 5. 21	一宮市教育委員会 教育長
副会長	市岡 重人	R2. 5. 21	一宮市小中学校PTA連絡協議会長
副会長	坂井 辰美	R2. 5. 21	一宮市小中学校長会長
理事長	石原 幹雄	H30. 5. 21	一般財団法人一宮市学校給食会
常務理事	森 敬一	H29. 5. 22	一宮市教育委員会 学校給食課長
理事	蝦名 令子	R元. 5. 21	愛知県一宮保健所 食品安全課長
理事	平岩 映子	R2. 5. 21	一宮市立木曾川東小学校長
理事	伴 卓樹	R2. 5. 21	一宮市立北部中学校 PTA会長
理事	井田 優子	R2. 5. 21	一宮市立奥中学校 PTA会長
理事	亀野 真実子	R2. 5. 21	一宮市立大和東小学校 PTA母親代表
理事	杉村 美代子	R2. 5. 21	一宮市立西成東部中学校 PTA母親代表
理事	吉村 幸喜代	R2. 5. 21	一宮市立西成小学校 食育・給食主任
理事	竹内 千恵子	H30. 5. 21	一宮市立今伊勢中学校 食育・給食主任
理事	野中 裕介	R元. 5. 21	一宮市教育委員会 教育文化部長
理事	春日井 一吉	H30. 5. 21	一宮市教育委員会 学校教育課長
監事	前田 孝之	R元. 5. 21	一宮市立西成東部中学校長
監事	藤田 勝	R2. 5. 21	一宮市立大和中学校 PTA会長
監事	中村 雅人	R元. 5. 21	一宮市教育委員会 総務課長

(2) 役員会等に関する事項

ア 理事会

	議 事 事 項		会議の結果
提案日 2. 5. 14	1 令和元年度事業報告の承認に関する件 2 令和元年度決算の承認に関する件 3 公益目的支出計画実施報告書の承認に関する件 4 令和2年度第1次収支補正予算の承認に関する件	同意書 提出者 15	書面により 同意
提案日 2. 5. 22	1 副会長の互選に関する件 2 業者選定委員の補欠選任に関する件	同意書 提出者 15	書面により 同意
開催日 2. 12. 25	1 令和2年度第2次収支補正予算の承認に関する件 2 令和3年度事業計画の承認に関する件 3 令和3年度収支予算の承認に関する件 4 令和3年度学校給食用物資納入業者の指定に関する件 5 評議員会の開催に関する件	出席者 10	原案承認

イ 評議員会

	議 事 事 項		会議の結果
提案日 2. 5. 19	1 役員の補欠選任に関する件 2 評議員の補欠選任に関する件 3 令和元年度決算報告書の承認に関する件 報告 公益目的支出計画実施報告書に関する件	同意書 提出者 20	書面により 同意

ウ 監査会

開催日	開催内容
2. 5. 11	令和元年度 決算の監査 公益目的支出計画実施報告書の監査
2. 11. 13	令和2年度 予算執行状況の監査

エ 物資選定委員会

開催日	開催内容
年間11回	学校給食用購入物資の選定並びに購入先の決定
年間6回 5. 6. 9. 10. 11. 2月分	学校給食用購入物資（青果物後期分）の選定並びに購入先の決定

収 支 計 算 書

令和 2年 4月 1日 から 令和 3年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	事業会計	法人会計	合 計	差異	備 考
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
基本財産運用収入	3,000	0	2,548	2,548	452	
基本財産収入	3,000	0	2,548	2,548	452	
事業収入	1,480,877,000	1,475,868,420	0	1,475,868,420	5,008,580	
給食費収入	1,480,877,000	1,475,868,420	0	1,475,868,420	5,008,580	
給食費収入(共同調理場)	1,120,069,000	1,117,072,020	0	1,117,072,020	2,996,980	
給食費収入(単独校調理場)	360,808,000	358,796,400	0	358,796,400	2,011,600	
市補助金収入	54,487,000	51,463,855	2,604,375	54,068,230	418,770	
市補助金	32,162,000	29,139,104	2,604,375	31,743,479	418,521	
市補填金	22,325,000	22,324,751	0	22,324,751	249	
雑収入	720,000	128,170	662,434	790,604	△ 70,604	
雑入	720,000	128,170	662,434	790,604	△ 70,604	
事業活動収入計	1,536,087,000	1,527,460,445	3,269,357	1,530,729,802	5,357,198	
2. 事業活動支出						
事務費支出	51,789,000	51,481,073	0	51,481,073	307,927	
給料	14,365,000	14,364,270	0	14,364,270	730	
諸手当	7,547,944	7,296,291	0	7,296,291	251,653	6.056円 共済費に流用
共済費	3,725,056	3,725,056	0	3,725,056	0	6.056円 諸手当から流用
賃金	2,789,000	2,773,553	0	2,773,553	15,447	
旅費	49,000	45,000	0	45,000	4,000	
需用費	22,681,000	22,650,738	0	22,650,738	30,262	
役務費	621,000	617,272	0	617,272	3,728	
備品購入費	1,000	0	0	0	1,000	
負担金・補助及び交付金	9,000	8,493	0	8,493	507	
公課費	1,000	400	0	400	600	
事業費支出	1,480,877,000	1,475,868,420	0	1,475,868,420	5,008,580	
原材料費(共同調理場)	1,120,069,000	1,117,072,020	0	1,117,072,020	2,996,980	
原材料費(単独校調理場)	360,808,000	358,796,400	0	358,796,400	2,011,600	
徴収不能額	117,000	110,952	0	110,952	6,048	
雑費	0	0	0	0	0	
管理費支出	2,994,000	0	2,960,257	2,960,257	33,743	
給料	1,597,000	0	1,596,030	1,596,030	970	
諸手当	802,000	0	772,560	772,560	29,440	
共済費	383,000	0	383,000	383,000	0	
旅費	18,000	0	16,300	16,300	1,700	
需用費	11,000	0	10,824	10,824	176	
役務費	99,000	0	99,000	99,000	0	
備品購入費	52,000	0	50,600	50,600	1,400	
負担金・補助及び交付金	1,000	0	943	943	57	
公課費	31,000	0	31,000	31,000	0	
事業活動支出計	1,535,777,000	1,527,460,445	2,960,257	1,530,420,702	5,356,298	
事業活動収支差額	310,000	0	309,100	309,100	900	

(単位:円)

科 目	予算額	事業会計	法人会計	合 計	差異	備 考
II 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	310,000	0	309,100	309,100	900	
備品購入費	310,000	0	309,100	309,100	900	
投資活動支出計	310,000	0	309,100	309,100	900	
投資活動収支差額	△ 310,000	0	△ 309,100	△ 309,100	△ 900	
III 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、売掛金、未収金、前払金、買掛金、未払金、及び預り金を含んでいる。
 なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	398,880	10,246,705
売掛金	1,048,442	131,892,312
未収金	0	157,527
流動資産合計	1,447,322	142,296,544
買掛金	0	140,832,531
未払金	1,039,402	1,025,661
預り金	407,920	438,352
流動負債合計	1,447,322	142,296,544
次期繰越収支差額	0	0

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,548	2,541	7
基本財産収入	2,548	2,541	7
事業収益	1,475,868,420	1,498,031,928	△ 22,163,508
給食費収入	1,475,868,420	1,498,031,928	△ 22,163,508
給食費収入(共同調理場)	1,117,072,020	1,129,745,006	△ 12,672,986
給食費収入(単独校調理場)	358,796,400	368,286,922	△ 9,490,522
受取市補助金	54,068,230	33,597,931	20,470,299
市補助金	31,743,479	32,190,869	△ 447,390
市補填金	22,324,751	1,407,062	20,917,689
雑収益	790,604	1,015,141	△ 224,537
雑入	790,604	1,015,141	△ 224,537
経常収益計	1,530,729,802	1,532,647,541	△ 1,917,739
(2) 経常費用			
事務費	51,481,073	30,821,337	20,659,736
給料	14,364,270	13,680,100	684,170
諸手当	7,296,291	7,101,732	194,559
共済費	3,725,056	3,619,724	105,332
賃金	2,773,553	3,656,985	△ 883,432
旅費	45,000	65,240	△ 20,240
需用費	22,650,738	1,927,476	20,723,262
役務費	617,272	760,825	△ 143,553
備品購入費	0	0	0
負担金・補助及び交付金	8,493	8,255	238
公課費	400	1,000	△ 600
事業費	1,475,868,420	1,498,031,928	△ 22,163,508
原材料費(共同調理場)	1,117,072,020	1,129,745,006	△ 12,672,986
原材料費(単独校調理場)	358,796,400	368,286,922	△ 9,490,522
徴収不能額	110,952	87,775	23,177
雑費	0	0	0
減価償却費	286,055	56,056	229,999
管理費	2,960,257	2,783,601	176,656
給料	1,596,030	1,520,000	76,030
諸手当	772,560	784,810	△ 12,250
共済費	383,000	402,172	△ 19,172
旅費	16,300	17,180	△ 880
需用費	10,824	3,522	7,302
役務費	99,000	24,000	75,000
備品購入費	50,600	0	50,600
負担金・補助及び交付金	943	917	26
公課費	31,000	31,000	0
経常費用計	1,530,706,757	1,531,780,697	△ 1,073,940

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
評価損益等調整前当期計上増減額	23,045	866,844	△ 843,799
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	23,045	866,844	△ 843,799
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	8	△ 8
経常外費用計	0	8	△ 8
当期経常外増減額	0	△ 8	8
当期一般正味財産増減額	23,045	866,836	△ 843,791
一般正味財産期首残高	866,844	8	866,836
一般正味財産期末残高	889,889	866,844	23,045
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0
III 正味財産期末残高	10,889,889	10,866,844	23,045

貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	10,246,705	398,880	9,847,825
売掛金	131,892,312	1,048,442	130,843,870
未収金	157,527	0	157,527
流動資産合計	142,296,544	1,447,322	140,849,222
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) その他固定資産			
什器備品	889,889	866,844	23,045
その他固定資産合計	889,889	866,844	23,045
固定資産合計	10,889,889	10,866,844	23,045
資産合計	153,186,433	12,314,166	140,872,267
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	140,832,531	0	140,832,531
未払金	1,025,661	1,039,402	△ 13,741
預り金	438,352	407,920	30,432
流動負債合計	142,296,544	1,447,322	140,849,222
負債合計	142,296,544	1,447,322	140,849,222
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	889,889	866,844	23,045
正味財産合計	10,889,889	10,866,844	23,045
負債及び正味財産合計	153,186,433	12,314,166	140,872,267

※実施事業資産…什器備品 889,889円 (令和3年3月31日時点)

財 産 目 録

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	10,246,705		
当座預金	104,473		
ゆうちょ銀行一宮支店	104,473		
普通預金	10,142,232		
三菱UFJ銀行一宮支店	10,142,232		
売掛金	131,892,312		
未収金	157,527		
流動資産合計		142,296,544	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000		
基本財産合計	10,000,000		
(2) その他固定資産			
什器備品	889,889		
その他固定資産合計	889,889		
固定資産合計		10,889,889	
資産合計			153,186,433
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	140,832,531		
未払金	1,025,661		
預り金	438,352		
流動負債合計		142,296,544	
負債合計			142,296,544
正味財産			10,889,889

キャッシュ・フロー計算書

令和 2年 4月 1日 から 令和 3年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[2,548]	[2,541]	[7]
基本財産収入	2,548	2,541	7
市補助金収入	[54,329,224]	[34,008,062]	[20,321,162]
市補助金	32,162,000	32,601,000	△ 439,000
市補助填金	22,167,224	1,407,062	20,760,162
雑収入	[790,604]	[1,015,141]	[△ 224,537]
雑収入	790,604	1,015,141	△ 224,537
その他の事業活動収入	[1,344,913,598]	[1,604,518,254]	[△ 259,604,656]
事業活動収入計	1,400,035,974	1,639,543,998	△ 239,508,024
2. 事業活動支出			
事務費支出	[50,875,567]	[30,219,501]	[20,656,066]
給料	14,364,270	13,680,100	684,170
諸手当	7,290,135	7,098,532	191,603
共済費	3,478,852	3,399,381	79,471
賃金	2,505,341	3,336,435	△ 831,094
旅費	40,500	61,640	△ 21,140
需用費	22,626,094	1,927,476	20,698,618
役務費	561,482	706,682	△ 145,200
負担金・補助及び交付金	8,493	8,255	238
公課費	400	1,000	△ 600
管理費支出	[2,958,623]	[2,756,166]	[202,457]
給料	1,596,030	1,520,000	76,030
諸手当	772,560	784,810	△ 12,250
共済費	382,766	377,691	5,075
旅費	14,900	17,180	△ 2,280
需用費	10,824	3,522	7,302
役務費	99,000	21,046	77,954
備品購入費	50,600	0	50,600
負担金・補助及び交付金	943	917	26
公課費	31,000	31,000	0
その他の事業活動支出	[1,336,044,859]	[1,615,754,476]	[△ 279,709,617]
事業活動支出計	1,389,879,049	1,648,730,143	△ 258,851,094
事業活動によるキャッシュ・フロー	10,156,925	△ 9,186,145	19,343,070
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	[309,100]	[922,900]	[△ 613,800]
備品購入費	309,100	922,900	△ 613,800
投資活動支出計	309,100	922,900	△ 613,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 309,100	△ 922,900	613,800
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
IV 現金及び現金同等物の増減額	9,847,825	△ 10,109,045	19,956,870
V 現金及び現金同等物の期首残高	398,880	10,507,925	△ 10,109,045
VI 現金及び現金同等物の期末残高	10,246,705	398,880	9,847,825

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。
 2 重要な非資金取引 なし

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却方法
 什器備品の減価償却は、定額法による。
- (2) 消費税等の会計処理
 消費税の会計処理は、税込み方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	10,000,000	10,000,000	0	—

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,232,000	342,111	889,889

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
市補助金	一宮市	0	31,743,479	31,743,479	0	一般正味財産
市補填金	一宮市	0	22,324,751	22,324,751	0	一般正味財産

報告第13号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和2年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

令和 2 年度一宮市土地開発公社事業報告

1 事業の概要

(1) 用地取得

新たな用地取得はなく、従来から保有している公有用地等について借入金の更新を行いました。

(2) 用地処分

都市計画道路福塚線道路改築事業用地（令和元年度議決分）を一宮市に処分しました。

2 理事会議決議案

(1) 令和 2 年 5 月 14 日開催分

議案第 6 号 令和元年度一宮市土地開発公社事業報告について

議案第 7 号 令和元年度一宮市土地開発公社決算について

(2) 令和 3 年 2 月 15 日開催分

議案第 1 号 令和 3 年度一宮市土地開発公社事業計画について

議案第 2 号 令和 3 年度一宮市土地開発公社予算及び資金計画について

議案第 3 号 一宮市土地開発公社財務規程の一部改正について

議案第 4 号 一宮市土地開発公社社印規程の一部改正について

議案第 5 号 一宮市土地開発公社職員就業規則の一部改正について

議案第 6 号 一宮市土地開発公社嘱託職員等就業規則の一部改正について

3 用地取得

区 分	事 業 名	取得年月日	面 積 (㎡)	用地・補償費 (円)
公有地 取得事業	—	—	—	0
	そ の 他		0.00	0
合 計			0.00	0

4 用地処分

区 分	事 業 名	面 積 (㎡)	取得・造成年度	用地・補償費 (円)
公有地 処分事業	都市計画道路福塚線 道路改築事業用地 (令和元年度議決分)	253.05	R1	42,558,592
合 計		253.05		42,558,592

その他費用 (円)		取得総額 (円)	処分予定年度	備 考
支払利息	その他			
0	0	0		
494,357	0	494,357		
494,357	0	494,357		

その他費用 (円)		処分総額 (円)	処分年月日	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
28,007	0	42,586,599	R2. 9. 2外	一宮市	
28,007	0	42,586,599			

5 用地保有状況

区分	事業名	面積(m ²)	取得・造成年度	用地・補償費(円)
公有用地	公共予定地	4,970.79	S55外	319,491,057
	萩原町中島地区(国道関連)	781.09	H8	70,766,754
	萩原町中島地区(光堂川関連)	664.13	H8	60,170,178
	丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	H18	31,100,000
	都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	S57	43,802,765
	都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地	2,216.67	S52外	53,322,556
	小計	11,342.85		578,653,310
代替地	公共事業等代替地	4,697.01	S49外	465,162,739
合計		16,039.86		1,043,816,049

その他費用(円)		年度末保有高(円)	処分予定年度	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
71,320,835	402,970	391,214,862	—	一宮市	
2,465,767	0	73,232,521	R7まで	一宮市	
2,096,544	0	62,266,722	R7まで	一宮市	
0	0	31,100,000	R7まで	一宮市	
1,500,031	0	45,302,796	R6まで	一宮市	
1,826,757	21,107	55,170,420	R6まで	一宮市	
79,209,934	424,077	658,287,321			
53,011,224	5,137,553	523,311,516	—	一宮市等	
132,221,158	5,561,630	1,181,598,837			

令和2年度一宮市土地開発公社決算

令和2年度一宮市土地開発公社損益計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	42,832,599	
(2) 附帯等事業収益	8,501,556	51,334,155

2 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	42,586,599	
(2) 附帯等事業原価	1,883,905	44,470,504

事業総利益		6,863,651
-------	--	-----------

3 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費		1,717,749
----------------	--	-----------

事業利益		5,145,902
------	--	-----------

4 事業外収益

(1) 受取利息	8,013	
(2) 雑収益	18,720	26,733

経常利益		5,172,635
------	--	-----------

当期純利益		5,172,635
-------	--	-----------

令和2年度一宮市土地開発公社貸借対照表
(令和3年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	84,062,987	
	(2) 事業未収金	2,340	
	(3) 公有用地	658,287,321	
	(4) 代替地	523,311,516	
	流動資産合計		1,265,664,164
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	ア 車両その他の運搬具	1,390,055	
	減価償却累計額	1,390,054	1
	(2) 投資その他の資産		
	ア 長期性預金	10,000,000	
	固定資産合計		10,000,001
	資産合計		1,275,664,165

負債の部

1	流動負債		
	(1) 未払金	0	
	(2) 預り金	167,701	
	流動負債合計		167,701
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	1,181,598,837	
	固定負債合計		1,181,598,837
	負債合計		1,181,766,538

資本の部

1	資本金		
	(1) 基本財産	10,000,000	
	資本金合計		10,000,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	78,724,992	
	(2) 当期純利益	5,172,635	
	準備金合計		83,897,627
	資本合計		93,897,627
	負債・資本合計		1,275,664,165

令和2年度一宮市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	42,832,599	
その他事業収入	8,520,276	
公有地取得事業支出	△ 494,357	
その他事業支出	△ 1,883,905	
人件費支出	△ 1,456,120	
その他の業務支出	△ 7,892,086	
小計		39,626,407
利息の受取額		8,013
事業活動によるキャッシュ・フロー合計		39,634,420

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

該当なし

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入による収入	8,139,065	
長期借入金の返済による支出	△ 42,586,599	
財務活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 34,447,534

4 現金及び現金同等物増減額 (△は減少) 5,186,886

5 現金及び現金同等物期首残高 78,876,101

6 現金及び現金同等物期末残高 84,062,987

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

1 長期借入金(1,181,598,837円)のうち金融機関からの調達資金(418,963,610円)

には、一宮市による債務保証が付されています。

附 属 明 細 表

第1 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要	
現 金	一	0		
預 金	当 座	0		
	普 通	14,062,987	株式会社三菱UFJ銀行	
	通 知	0		
	定 期		60,000,000	1年定期・いちい信用金庫外5行
			10,000,000	6ヶ月定期・いちい信用金庫
満期保有 目的以外 で保有す る有価証 券	国 債	0		
	地方債	0		
	その他	0		
合 計		84,062,987		

第2 公有用地明細表(期首残高・当期增加高・当期減少高)

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増				
	面 積 (㎡)	金 額 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	測量試験費 (円)
公共予定地	4,970.79	391,214,862	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(国道関連)	781.09	73,150,346	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(光堂川関連)	664.13	62,196,854	0.00	0	0	0	0
都市計画道路福塚線道路改築事業用地 (令和元年度議決分)	253.05	42,562,356	0.00	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0.00	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	45,251,963	0.00	0	0	0	0
都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地	2,216.67	55,108,514	0.00	0	0	0	0
合 計	11,595.90	700,584,895	0.00	0	0	0	0

第3 代替地明細表(期首残高・当期增加高・当期減少高)

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増				
	面 積 (㎡)	金 額 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	測量試験費 (円)
公共事業等代替地(一宮地区)	2,083.18	295,002,080	0.00	0	0	0	0
公共事業等代替地(尾西地区)	2,613.83	228,104,104	0.00	0	0	0	0
合 計	4,697.01	523,106,184	0.00	0	0	0	0

加 高 B		当 期 減 少 高 C								
その他費用		計 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	82,175	82,175	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	69,868	69,868	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	24,243	24,243	253.05	19,719,246	22,839,346	0			28,007	42,586,599
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	50,833	50,833	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	61,906	61,906	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	289,025	289,025	253.05	19,719,246	22,839,346	0	0	0	28,007	42,586,599

加 高 B		当 期 減 少 高 C								
その他費用		計 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	205,332	205,332	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	205,332	205,332	0.00	0	0	0	0	0	0	0

第2 公有用地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高 A + B - C					
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用	
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)
公共予定地	4,970.79	319,491,057	0	0	0	402,970
萩原町中島地区（国道関連）	781.09	70,766,754	0	0	0	0
萩原町中島地区（光堂川関連）	664.13	60,170,178	0	0	0	0
都市計画道路福塚線道路改築事業用地 （令和元年度議決分）	0.00	0	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	43,802,765	0	0	0	0
都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地	2,216.67	53,322,556	0	0	0	21,107
合 計	11,342.85	578,653,310	0	0	0	424,077

第3 代替地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高 A + B - C					
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用	
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)
公共事業等代替地（一宮地区）	2,083.18	261,754,208	0	0	0	228,443
公共事業等代替地（尾西地区）	2,613.83	203,408,531	0	2,381,090	0	2,528,020
合 計	4,697.01	465,162,739	0	2,381,090	0	2,756,463

		摘要
支払利息 (円)	計 (円)	
71,320,835	391,214,862	
2,465,767	73,232,521	
2,096,544	62,266,722	
0	0	R2. 9. 2 一部処分 R3. 3. 2 処分
0	31,100,000	
1,500,031	45,302,796	
1,826,757	55,170,420	
79,209,934	658,287,321	

		摘要
支払利息 (円)	計 (円)	
33,019,429	295,002,080	
19,991,795	228,309,436	
53,011,224	523,311,516	

第4 有形固定資産明細表

(単位：円)

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A+B-C) D	当期減価 償却額 E	減価償却 累計額 F	差引期末 残高 D-F	摘要
車両その他の 運搬具	1,390,055	0	0	1,390,055	0	1,390,054	1	小型乗用自動車(平成18年 5月23日取得)
合計	1,390,055	0	0	1,390,055	0	1,390,054	1	

第5 投資その他の資産明細表

(単位：円)

資産の種類	金額	摘要
長期性預金	10,000,000	2年定期・株式会社十六銀行
合計	10,000,000	

第6 長期借入金明細表

借入先	年 利率 (%)	期 首 残 高 (円)	当 期 増 加 高 (円)	当 期 減 少 高 (円)	期 末 残 高 (円)	摘 要
一宮市	0.000	762,635,227	0	0	762,635,227	
いちい信用金庫	0.045	453,411,144	102,296	453,513,440	0	R2.3.31借入れ (入札)
いちい信用金庫	0.18000		437,212,845	437,212,845	0	R2.9.30借入れ (随意)
いちい信用金庫	0.17727	0	418,963,610	0	418,963,610	R3.3.31借入れ (随意)
合 計		1,216,046,371	856,278,751	890,726,285	1,181,598,837	

第7 資本金明細表

(単位：円)

区 分	出資団体名	出資額	摘 要
基本財産	一宮市	10,000,000	
合 計		10,000,000	

第8 事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業収益	公有用地売却収益	42,832,599	都市計画道路福塚線 道路改築事業用地 (令和元年度議決分)
附帯等事業 収益	保有土地賃貸等収益	6,888,803	保有土地一時使用料
	附帯事業収益	1,612,753	公共事業等代替地管理事業負担金
	小 計	8,501,556	
合 計		51,334,155	

第9 事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業原価	公有用地売却原価	42,586,599	都市計画道路福塚線 道路改築事業用地 (令和元年度議決分)
附帯等事業 原価	保有土地賃貸等原価	271,152	駐車場管理費
	附帯事業原価	1,612,753	公共事業等代替地管理費
	小 計	1,883,905	
合 計		44,470,504	

第10 販売費及び一般管理費内訳明細表


(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
人件費	1,456,120	報酬 140,600
		給料 993,803
		手当 135,886
		法定福利費 185,831
経 費	261,629	需用費 51,539
		役務費 145,290
		公租公課 60,600
		減価償却費 0
		雑費 4,200
合 計	1,717,749	

令和3年4月26日

一宮市土地開発公社
理事長 中野 正康 様

監事 松原隆二 

監事 志田幸康 

監査意見書

一宮市土地開発公社定款第24条の規定に基づき、令和2年度決算監査を行った結果について、意見を付して次のとおり報告します。

1 監査年月日

令和3年4月26日

2 監査の対象となった期間

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

3 監査事項

令和2年度決算監査

4 監査の結果の概況及び意見

令和2年度決算について、経理全般にわたり監査したところ、適正に執行されており、経理の帳簿は、証拠書類に基づき正確に処理され、事実と相違ないことを認める。

以上

報告第14号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和2年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

一宮市長 中野正康

1. 営業報告

(1) 営業の概要

① 市場取引の概況

我が国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、個人消費の低迷がつづいているも輸出は持ち直しの動きがあり、輸出の増加を受け、製造業の生産活動も総じて回復基調が見込まれます。

令和2年度の生鮮食料品流通業界では、消費者の低価格志向、さらには輸入食料の増加、量販店の産地直送による取引やインターネット取引など流通の多様化や新型コロナウイルスの感染拡大の影響により依然厳しい状況でした。

このような状況の中で、卸売事業者は、取引先の拡大に努める一方、人件費や流通コストなどの経費の削減にも努めました。

当卸売市場の卸売事業者の業績は、取扱量の減少傾向が続いており、取扱数量は9,221.6トンで前年度対比3.4%の減少でしたが、取扱金額は26億6,739万円、前年度対比7.7%の増となりました。

② 多様化する出荷者、需要者のニーズへの対応

卸売市場は、生鮮食料品等の流通の基幹的役割を担っています。そのため、出荷者や需要者からの、卸売市場におけるコールドチェーンシステムの確立、加工処理機能及び配送機能の強化など、市場の機能強化に向けて多様化するニーズに適切に対応していくことが重要です。

③ 地場野菜供給センターの活動

(ア) 地産地消の推進やエコファーマー農業の奨励、食の情報紙「ぐりーんりんぐ(季刊)」の発刊を通して、食育の推進・普及に努めました。

(イ) 消費者の間では、食の安全や品質への関心が高まっています。そのため、卸売事業者においては生産農家を対象に農薬の適正使用や堆肥の使用など、食の安全・安心に関して、消費者との信頼関係を高めるように努めました。

④ 関連店舗の利用状況

関連店舗は、41店舗中32店舗(前年度より1店舗増)が使用されており、空き店舗は9店舗という状況でありました。

⑤ 一般開放事業

卸売市場を消費者に理解してもらい、生鮮食料品などの需要拡大につなげるため事業関係者は「日曜新鮮市」を通じて卸売市場の発展に努めました。

長野県木祖村とは引き続き交流を続けましたが、新鮮な高原野菜などの特売はメインの「とうもろこし」の出荷量が少なかったため中止となりました。また市場へ集客するための「豚汁の振る舞い」なども新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました。

⑥ 市場取引の監督・指導

市場取引の公開性を尊重し、公正で秩序ある取引を確保するため、日常業務の監督・指導に努めました。

⑦ 施設の維持管理等

市場の施設を常に良好な状態に保つため、各施設並びに設備の保守点検及び修繕を行いました。当期に実施した主な修繕は、西倉庫前及び西冷蔵加工場前の舗装工事などを実施しました。

(2) 取扱高の状況

青果部門の取扱数量は、9,209.3トンで前年度(9,532.1トン)に比べて322.8トン、3.4%の減となりましたが、取扱金額は26億5,540万円で前年度(24億6,351万円)に比べて1億9,189万円、7.8%の増となりました。

水産部門の取扱数量は、12.3トンで前年度(10.5トン)に比べて1.8トン、17.1%の増となりましたが、取扱金額は1,199万円で前年度(1,319万円)に比べて120万円、9.1%の減となりました。

市場全体では、取扱数量が9,221.6トンで前年度(9,542.6トン)に比べて321トン、3.4%の減となりましたが、取扱金額は26億6,739万円で前年度(24億7,669万円)に比べて1億9,070万円、7.7%の増となりました。

当期の営業日数は251日で、部類別品目ごとの実績は次のとおりです。

取扱品目別実績

部 類 別 品 目		取 扱 数 量 (t)		取 扱 金 額 (円)	
青果部	期 別	第 4 2 期	第 4 3 期	第 4 2 期	第 4 3 期
	野 菜	8,645.0	8,183.3	2,172,171,731	2,315,780,016
	果 実	858.3	1,005.7	268,763,356	316,202,451
	その他	28.8	20.3	22,571,814	23,419,990
	計	9,532.1	9,209.3	2,463,506,901	2,655,402,457
水 産 部		10.5	12.3	13,185,342	11,989,728
合 計		9,542.6	9,221.6	2,476,692,243	2,667,392,185

(卸売業者取引高実績報告数値)

(3) 営業損益

当期の営業利益は5,705千円で、当期純利益は10,064千円となりました。

営業収支の主なものは、市場使用料等は87,157千円で前期に比べて4,430千円の収益減となり、営業費用の一般管理費のうちでは、修繕費が11,849千円で前期に比べて8,956千円の増、雑費が5,106千円で178千円の増など、一般管理費全体では81,452千円で前期に比べて5,496千円の増となりました。また、営業外収益の雑収入は2,896千円で前期に比べて869千円の増となりました。

(4) 場内営業者等の概要

① 卸売業者

部類別	期首	期末	会 社 名	社長名	資本金
青果部	1	1	大協青果株式会社	小嶋弘道	72,000千円
水産部	1	1	株式会社ヤマト水産	木村智広	3,000千円

② 買受人

	期首	期末	増減	一宮	稲沢	県内	県外
買受人	143	143	0	87	22	28	6
増 減			0	0	0	0	0

③ 関連事業者（関連事業店舗組合等）

業 種	期首	期末	業 種	期首	期末
雑穀販売業	0	1	包装・容器販売業	1	1
食肉販売業	3	3	菓子販売業	1	2
佃煮販売業	1	1	総合食料品販売業	1	1
麺類販売業	1	1	警備業	1	1
惣菜販売業	0	0	運送業	2	2
豆腐・蒟蒻販売業	1	1	中小企業協同組合	1	1
海苔・乾物販売業	1	1	住宅及び店舗のリフォーム業	1	1
餅販売業	1	1	発泡スチロール等のリサイクル業	1	1
青果物販売業	1	1			
水産物販売業	0	0	合 計	18	20

(5) 庶務の概要

主な庶務に関する事項は、次のとおりです。

① 株主総会

・ 定時株主総会

令和2年5月21日

第1号議案 監査役退任に伴う新監査役選任について

第2号議案 第42期（自平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
の営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
及び個別注記表の承認について

② 取締役会

(ア) 令和2年5月14日

第1号議案 定時株主総会の開催について

第2号議案 第42期（自平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
の営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
及び個別注記表の承認について

(イ) 令和2年5月21日

第1号議案 卸売市場法改正に伴う一宮地方総合卸売市場業務規程の一部改
正について

第2号議案 卸売市場法改正に伴う一宮地方総合卸売市場業務規程施行細則
の一部改正について

(ウ) 令和3年1月12日

第1号議案 令和2年度一宮地方総合卸売市場株式会社資金借入について

(エ) 令和3年2月15日

第1号議案 一宮地方総合卸売市場業務規程の一部改正について

第2号議案 一宮地方総合卸売市場業務規程施行細則の一部改正について

第3号議案 令和3年度一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画の承認について

③ 株主の状況

(ア) 期末株式数 45,000株

(イ) 期末株主数 3名

④ 商業登記

令和2年5月28日 役員変更登記

⑤ 期末役員数

(ア) 取締役 6名

(イ) 監査役 2名

⑥ 期末社員数 3名

2. 貸借対照表

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

単位：円

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	(14,610,804)	【流動負債】	(4,078,003)
普通預金	5,730,612	未払法人税等	977,700
現金	51,162	未払消費税等	1,093,500
有価証券	10,000	未払費用	1,077,695
商貯蔵品	25,932	預り金	69,995
前払費用	12,500	賞与引当金	859,113
立替金	919,480		
未収入金	4,064,743		
貸倒引当金	5,479,375		
	△ 1,683,000		
【固定資産】	(1,148,826,628)	【固定負債】	(535,641,135)
建物	121,529,125	長期借入金	511,405,000
構築物	2,601,270	預り保証金	24,236,135
機械装置	1		
車両運搬具	1		
器具備品	435,145		
土地	1,016,324,088	負債合計	539,719,138
電話加入権	164,750		
長期前払費用	3,880,400		
前払年金費用	1,124,331		
長期繰延税金資産	2,767,517	(純資産の部)	
		【株主資本】	(623,718,294)
		資本金	450,000,000
		利益剰余金	183,718,294
		その他利益剰余金	183,718,294
		繰越利益剰余金	183,718,294
		うち当期純利益	10,063,530
		自己株式	△ 10,000,000
		純資産合計	623,718,294
合 計	1,163,437,432	合 計	1,163,437,432

4. 株主資本等変動計算書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

(単位:円)

【株主資本】

資本金	前期末残高		450,000,000
	当期末残高		450,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		173,654,764
	当期変動額	当期純利益金額	10,063,530
	当期末残高		183,718,294
利益剰余金合計	前期末残高		173,654,764
	当期変動額		10,063,530
	当期末残高		183,718,294
自己株主	前期末残高		-10,000,000
	当期末残高		-10,000,000
株主資本合計	前期末残高		613,654,764
	当期変動額		10,063,530
	当期末残高		623,718,294
純資産の部合計	前期末残高		613,654,764
	当期変動額		10,063,530
	当期末残高		623,718,294

5. 個別注記表

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 時価のあるもの……移動平均法に基づく原価法

イ. 時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

無形固定資産……定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 957, 435, 148円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 45, 000株

4. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たりの純資産額 14, 175円42 銭

(2) 一株当たりの当期純利益 228円72 銭

第 4 3 期 付 属 明 細 書

単位：円

1. 固定資産の取得及び処分明細書

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末残高	摘要
有形固定資産	建物	130,536,046	0	0	9,006,921	121,529,125	
	構築物	3,110,562	0	0	509,292	2,601,270	
	機械装置	1	0	0	0	1	
	車両運搬具	1	0	0	0	1	
	器具備品	682,084	0	0	246,939	435,145	
	土地	1,016,324,088	0	0	0	1,016,324,088	
	計	1,150,652,782	0	0	9,763,152	1,140,889,630	
無形固定資産	電話加入権	164,750	0	0	0	164,750	
	計	164,750	0	0	0	164,750	
投資その他資産	長期繰延税金資産	4,656,633	0	1,889,116	0	2,767,517	
	長期前払費用	4,654,400	0	0	774,000	3,880,400	
	前払年金費用	0	1,124,331	0	0	1,124,331	
	計	9,311,033	1,124,331	1,889,116	774,000	7,772,248	
	合計	1,160,128,565	1,124,331	1,889,116	10,537,152	1,148,826,628	

2. 担保権設定明細書

担保の目的たる資産		担保権の設定状況
区分	期末簿価	
建物	121,529,125	土地及び株式会社購入資金として平成26年10月に100,000千円、令和3年3月運転資金として30,000千円、いずれも愛知西農協より借り入れた借入債務に対する担保。
土地	1,016,324,088	
合計	1,137,853,213	

監 査 報 告 書

私、監査役は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第43期営業年度における取締役の職務の執行を監査するため、本店において専務取締役から営業内容の報告を聞き、実査・立会・照合を行いました。

計算書類に関しては慎重に検討を加え、かつ監査の方針及び経過についても必要に応じ、内容を精査いたしました。

その監査結果を、次のとおり報告します。

記

1. 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従って会社の財産及び損益の状況を正しく示していると認める。
2. 営業報告書の内容は、真実であると認める。
3. 株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令・定款及び会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はない。
4. 取締役の職務執行に関する不正の行為又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実の有無については、指摘すべき事実はない。
5. 付属明細書は、法令及び定款に適合して作成されているものと認める。

令和3年5月10日

一宮地方総合卸売市場株式会社

監査役 岡田 糧 

監査役 小川 秀樹 